

平成28年第4回(12月)定例町議会

(第2日 12月7日)

平成28年第4回(12月)西伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年12月7日(水)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第40号 平成28年度林道祢宜畑倉見線災害復旧工事請負契約の締結について

日程第 3 議案第41号 西伊豆町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

日程第 4 議案第42号 西伊豆町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

日程第 5 議案第43号 東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置規約の制定について

日程第 6 議案第44号 西伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番 山本智之君	2番 芹澤孝君
3番 高橋敬治君	4番 加藤勇君
5番 山田昭男君	6番 山田厚司君
7番 西島繁樹君	8番 星野淨晋君
9番 堤和夫君	10番 山本榮君
11番 増山勇君	

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	藤井武彦君	副町長	八谷達男君
教育長	宮崎文秀君	総務課長	高木久尚君
企画防災課長	山本法正君	窓口税務課長	高木君人君
健康増進課長	白石洋巳君	環境福祉課長	鈴木昇生君
産業建設課長	佐久間明成君	観光商工課長	松本正人君
企業課長	村松圭吾君	会計課長	藤井すわ子君
教育委員会 事務局 会長	高木光一君		

職務のため出席した者

議会事務局長	藤井貞代	書記	山本文彦
--------	------	----	------

開会 午前 9時30分

開議宣告

議長（堤 和夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（堤 和夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

一般質問

議長（堤 和夫君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し町長に反問権を付与しています。

増 山 勇 君

議長（堤 和夫君） 通告5番 増山勇君。

11番、増山勇君。

[11番 増山勇君登壇]

11番（増山勇君） おはようございます。

それでは、2日目の1番バッターとして一般質問を行います。

私は3点、町長の考え方をお聞きします。

まず第1は、公共交通についてであります。

2番目は、地域防災計画。とりわけ、原子力災害についてお伺いします。

それで3番目は、旧洋らんセンターの跡地の町としての今後の利用方法についてお伺いたします。

まず1番の公共交通についてであります。公共交通が整備されていないわが町では、車は生活手段には欠かせません。

最近、高齢者による痛ましい交通事故の報道が続いています。

高齢化率 No.1 のわが町でも、いつこういった交通事故が起きるかもしれません。また、警察では80歳以上の免許を持っている方に自主返納を求めています。

私は以前から、町長や町に対して要望しておりますけれども、今こそ1日も早く、こうした公共交通、住民の足を確保することが必要だと思います。

それで町の考え方で、1は巡回バスやあるいはデマンドバス、予約制バス、あるいはいろいろ乗り合いタクシー等有ろうかと思えます。そういったことについて、どう考えているのか。

2つ目は、現在西伊豆では、70歳以上の方に、交通費の助成をしております。年間3,000円のバス券であります。また、タクシー券というのもあります。これらについてもっと拡充する考えはないか。

そして3番目は、高齢による運転免許証返納した方への助成制度の創設について伺います。

これについては、以前、あの住基ネットという制度があってですね、そのカードを無償で町のほうで希望者には配布するというものでありましたが、この券はもう住基ネットがなくなりました。そういう点で、高齢者による高齢者の助成制度の創設を考えて欲しいという意味から考え方をお聞きします。

2点目の地域防災計画についてありますが、西伊豆町の地域防災計画第6節予想される災害と地域の中に6として原子力災害の項目があります。

この対策について町としてどのようなことを考えられているのかまずお伺いをします。

2点目は、私たちの町から60kメートル先には浜岡原発がございます。

この再稼働について、町長としての考え方をお伺いします。

3番目は、旧洋らん跡地の利用についてであります。

旧洋らんセンター跡地の利用については平成27年9月定例会で質問をし、また平成28年6月定例会では、他の議員からの質問に対し利用計画を検討します。方向性を出していきたいとの答弁でありました。

現在町は、どのような活用を考えているのかお答えを願いたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長（堤 和夫君） 町長。

[町長 藤井武彦君登壇]

町長（藤井武彦君） 増山議員の質問にお答えします。

1番目の巡回バス、デマンドバスの導入についてでありますけれども、これは前から言うように、支所、出張所また学校の統廃合ですか、こういうものにあわせて一緒に考えていきたいということでもあります。

それと、高齢者の助成の拡充ですか、これを今のままで続けてやっていきたいという考えで拡大、拡充も助成の引き上げも考えておりません。

またあの高齢者による返納した、免許証の返納した方への対策でありますけれども、今の制度で十分対応できると。70歳以上の方に助成しておりますから、この中に当てはまるじゃないかなとふうに思っております。また、こういう方がいて、70歳未満の方ですがあのう返納した場合には考えてみたいと思います。

それと原子力対策ですけども、これは電力会社と非公式に話し合っております。

また、今、浜岡の、あれは中部電力ですか、あの方がたが毎月、毎月かな2ヶ月に1回か、自分たちで作った冊子を私のところに持ってきてくれている話はしております。稼働についての私の考えですけども、現状では、仕方がないのかなと思います。将来的には廃止、廃止していただきたいというように思っております。

それと、洋らんセンター跡地の活用ですけども、これは議員さん方から意見書も出ておりますし、また、私もそれだけでなく、まだ雇用確保が出来るような施設を、施設が出来ればいいなというように思っております。今のところ何というようなことは決めておりませんが、いろいろな活用をして考えていきたいというように思っております。

壇上の答弁は以上で終わります。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） それでは、再質問をさせていただきます。

最初の公共交通についてですけども、あいかわらず町長の答弁は、田子出張所や支所をなくしてから、考えたいと。あるいは学校の統合にともなって考えたいという答弁ですけども、私は、そういう答弁でしたらいつそれをですね実現されるのですか。

また、例えそれであってですもね、この巡回バスやデマンドバスの導入っていうのは、全

国各市町村でですね実施され、いろいろ試行錯誤してやられているのです。そういう点ではですね、1日も早くそういう計画やあるいは、要するに町として考えないと、本当にいつやるのですかということですよ。私たちの町は、昨日の質問にもありましたように、高齢化率No.1という中で、ちょうどですね、今日の静岡新聞にも載っておりましたけど、昨日の県議会で県警本部長が県内の要するに痴呆、臨時痴呆機能検査を受けなければならないであろうという対象人数は1万人と発表されとります。割合から言うとわが町も、当然その率でこういう対象者はいらっしゃるし、また車がないと生活できない地域でありますから、本当に車が運転できないとなると、生活そのものが非常に不自由になるという点があります。ですから、前からも私が言っています。あるいは他の議員さんからも何度も質問を受けて要望出ているのですけれど、しかし、依然として町長は、出張所や支所が廃止した場合考えるとと言われておりますけどそんなことで本当によろしいんですか。

それがいつなのですかということをお聞きします。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 支所出張所の廃止、統合の問題。こういうものは住民の同意がなければできないと思います。

住民のいつかって言われれば、住民の同意が取れた時というようにお答えします。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） それと別個に考えるべきだと思いますよ。簡単にですね住民の同意なんか取れないと思います。だとしたら、ずーっと将来もこの交通問題について、町は取り組まないということ。そういうことを、言われているに等しいと思うのです。私は、先ほども言いましたように、まずスタートするが必要だし、住民のニーズや要望をとらえて、それこそ町長がいつも言われているスピーディな行政をすすめてもらいたいと思います。これではですね、停滞するのではないですか。あの田子出張所の住民合意ってのは、簡単に取れるとは私は思いませんよ。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） ですから昨日も統合の問題言ったように、もうある程度町からのトップダウンでないとできないだろうと。これをトップダウンするには、議会または住民の方がた、そういう委員会ですか、そういうとこといろいろな案を出して、その中の一つを町が決めていくというような方法でないと、いろいろなこういう住民にとってサービスが低下する

こと、これについては、やはり住民の反対が相当起こると思います。それは覚悟しております。ですから、それを乗り越えるにはどうしたらいいかを今から考えなきゃいけないそういうふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） ちょっと観点が違うと思うのですよ。私は、住民の足どう確保するのかという点は、それとですね、リンクさせないと。すぐやれるのなら、1日も早く実施してくださいということですよ。だから、もう1つお伺いしますけども、何回もこの問題は質問しました。最終的の1番答弁の中に、町長自身が、職員の若手のみなさんに研究、調査をしると指示をしておりますとまで答弁されてんです。そういうことは今現況どうなっているのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 副町長。

副町長（八谷達男君） 若手職員による将来、町の将来を考えるプロジェクトチームの関係ですけども、職員17名によって構成をされております。このプロジェクトチームにつきましては、町長の方から20年後、30年後の町政、財政について、十分検討して町長の方に報告するよという指示が出されております。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 今そういう17名の若手のプロジェクトチームっていうのが作られてると。それは理解しました。その中に、こういう交通、公共交通についての提言、提案は今現在ないんでしょうか。その点お願いします。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 私が今指示しているのは、早急に財政。これを検討しろと。研究しろと。5年後の西伊豆町の財政、予算、どうなるのか。君たちが5年後、今の予想で予算を立ててみると。では、10年後はどうかと。その時、何が必要で何が不要でないのか。そういうのもちゃんと自分たちの中で考えてやってみれということで、今あのそういう事よりも、おおまかに財政を予算組んでみなさいという指示はしてありますから、どこまで、そういうものが入っているのか、私のほうでは把握しておりません。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 現実的には、個別のいろいろこういった具体的な検討には入ってないってことですね。財政のことについては、これ十分議会も通じ議論をすべきであるし、当

然若手の職員だけではないのですよ。そして、予算をどういう優先順位で使うかっていうのはまさにこれからのまちづくりのあり方に関ると思えます。今住んでいる私たち住民、西伊豆の住民が、何に困って、何をどうするかというこの視点に立ってもらいたいと思います。ですから、高齢化なってですね、車に乗れない。免許返上するという事態で、どのように利便性を確保していくかと。これはね、わが町だけの問題じゃないのですよね。全国そういうことですね、いろんな知恵を出しあってやっているわけです。

そしてとりわけ、前も言いましたようにこの公共交通の充実については、過疎債の事業にも入れられたわけですね。ソフト分野として。しかし、それすら入ってないと西伊豆ではね。

本当に町長が、これからのまちづくりをする場合に、こういったことを最重点にすべきではないかと思うのですよ。町長いつもですね、支所をなくしたらあるいは出張所をなくしたら考えるなんて言うけれども、もう逆にさっきも聞きましたけど、いつ、それをね決断されるんですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） さっき言ったように住民の同意が取れる、ある程度取れるまではやりません。ただ、もう町として、今、年間で支所、出張所3箇所ありますけども、7,000万から8,000万円かかっております。それがなくなれば、デマンドバスとか、巡回バスですか、そういう費用にも当てられるし、今、あの逆にその支所、出張所じゃなくて、巡回バスで、この本庁に来た方が便利な方も中にはいると思います。不便になる方もいると思います。それは、プラスマイナスあると思いますけれども、そういうこともやっていかないと町がやっていけない。そういう時代に入っております。これは、私が昨日も、三選の出馬の何をやりたいかという大きな項目のなかで、意識改革ですか。これをやりたいということで、私、述べましたけども、これは、職員をはじめ住民の方々にも意識改革をしていただいて、今からの町の情勢がこういう情勢ですよっていうことを、ちゃんと知ってもらう。それでそれに対してどうしたらいいのかを、考えていかいだかないともうならない時期に来ていると。今までは町が何をやってくれない、かにをやって欲しいというような要望がたくさんありましたけれども、これからは、前に経緯で言ったように、自分たちが自治体に対して何ができるか。そういうような意識を持っていただかないと、今からの町はやっていけないと、ように思っております。ぜひ、そのへんは、ご理解を願いたいと思います。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番(増山 勇君) 今回の答弁もですね、ちょっとずれてのではないかと思うんですよ。

[発言者する人あり]

11番(増山 勇君) いやいやいや結局ですね、住民の高齢化についてね、町長自身はどう捕らえているのかという事です。そして来年3月には道路交通法の改正案もひかえているのです。そして、そういう方に対してのですね、わが町の対象者も増えるであろうと。そういう人たちに対する対策ってのはどう考えているのですかって質問しているのですよ。

それともう1つではこれ移りますよ、2番目の交通費助成ですけども。現況ではですね、現在何がどのように利用されているのかというのを報告していただけますか。

議長(堤 和夫君) 健康増進課長。

健康増進課長(白石洋巳君) 高齢者の交通助成券の関係でございますが、平成27年度の実績を見ますと、全体の交付対象者に対する利用者の割合は、44.5パーセントとなっております。実際半分にも達してない状況であります。交付対象者のかたがの利用率が80とかな、90とか、あればまだしも、現在の利用実績を見る限りでは、対象者の拡充も補助の引き上げも、不要かと思っております。

[発言者する人あり]

健康増進課長(白石洋巳君) すいません。対象者の数が、2,771人です。

議長(堤 和夫君) 増山勇君。

11番(増山 勇君) それはね前からこう指摘してんですよ。決算の時とかね。現実、このバス券を支給してもですね、バスそのものが、非常に不便な状態になってるわけです。バス路線がないところもあれば、そういったところですね、今44.5パーセントが利用されていると。本来ならば、100パーセント利用して欲しいのですけれども、現状がそうになってないから、この制度そのものを必要じゃないっていう観点で議論するのではなくて、なんとか拡充するように、町は考えないといけないと思うのですよ。そういう点ではですね、今自主運行バスっていうのは大沢里だけ行っています。以前から言っている大久須や神田、バス路線ありません。ですから、利用したくたって利用できないではないですか。こういう助成制度だと。ですから、そういったものを、総合的に、町長がよく言う、総合的に検討する。これが、必要ではないかと思うのですよ。だから、若手だけではなくて、今の現職、管理職、町の幹部のみなさんは、そういった点を十分考えて、施策を練っていただきたいと思います。

町長がですね、やらないものはやらないということになると誰も発言しないではないです

か。だから町が決めているのだったら、町でそういったことを今の課長の答弁ではまったく納得できません。利用が少ないから、拡充しなくてもいいっていうのは、まったく現状をみてない答弁だと私は思いますよ。そういう点ではですね、バス路線の東海バスですけど、そういったところはですね、自主運行バス出していますけども、それ以外の問題についてもですね、検討し、駄目だったらやはり町が運営するような交通機関を作るべきじゃないですか。それをですね、支所や出張所をなくしてからっていうのはね、あまりにも酷すぎんじゃないですか。我が今住んでいる町民に対して、まったくそういう無策に等しいと思うのですよ。これは繰り返してもあれですけどもね、こういったことで私は折角、研究にはいつているのならそういったところを研究して欲しい。そいで重ねてちょっと答弁いただいたんでね、17人のプロジェクトチーム。

[発言する人あり]

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） あの通告書にそれ入っていませんから。それはたまたま、こっちでフライングで答弁しましたけども、通告書にない問題ですからそれはやめて下さい。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 通告書にないと言ったってねえ、この問題を以前の答弁では、町長がやられてんですよ。若手に指示をしたと。言っているから、聞いているのですよ。

[発言する人あり]

11番（増山 勇君） これ当然でしょう。

議長（堤 和夫君） 町長。町長に申し上げます。議長の判断では答弁に対しての質問は認めておりますので、通告書がないけれども、答弁したことに關しては質問を受けるようにしていただきたいと思います。

増山勇君。

11番（増山 勇君） もう1つはですね、これから高齢者がですね、免許証返上した場合の、助成っていうのをですね、逆に聞きますけども今やっている3,000円をもっとプラスするっていうことを検討されているのか、それとも、最近発表された御殿場のようですね、バス券やタクシー券の補助をするということを来年度からやるっていうのは報道されておりました。そういったやり方をやるのか。そのへんの検討するのは、検討されていますか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 今の高齢者に対する補助の中で対応していきたいように思っております。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 町長、そういうことは、現状の年間3,000円という枠で考えているって事ですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） そのとおりです。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） ですから先ほどからも繰り返し言っていますように、現状はですね、バス路線そのものが不便になっているわけですから。私は、だったら、タクシー券を増やすとかね、そういった方法、わが町に合ったような形の助成制度を創設するなり、あるいは、検討するなりしないと、先ほど、健康増進課長はですね、44.5パーセントしか利用されてないと。この原因はなにかということをしてですね、やはりね、もう少し考えるべきだと思うのですよ。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 増山議員、タクシーの利用者のパーセンテージはご存知ですか。それをあれしてくださいよ。タクシーの利用、145人に交付しております、これで使用率は5パーセントですよ。増山議員がおっしゃっているような、タクシー券が足りないっていう方はいないのではないかと思います。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） この決算書の成果表持っていますけどもね、これパーセントちょっと計算できないのですけれども、710円分の5枚入りが、170枚利用されていると。

ですから、1パーセントではないのではないかと思いますけどもね。そのへん、どうなのですか。現況。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 間違えました。交付者数タクシー券が145にんで、5.2パーセント。利用者数は、34人に交付しまして、利用率は23.4パーセントです。約4分の1の方が使ってあとの4分の3は、今まで利用していないというような結果でございます。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番(増山 勇君) そういう点ではですね、どちらかを選んで欲しいというふうな交付の仕方をされているわけですよね。これはもう旧西伊豆から実施している制度なのですが、やはり時代と共にですね、見直すという点が必要だと思えます。何も変えないというのはね、まったく現状変わらないということになりますから。

議長(堤 和夫君) 町長。

町長(藤井武彦君) ですから、タクシー券のほうが多く、バスがなくなったから、タクシーを利用する。タクシー券の利用者が多くなった。それでその、幅が少なくなったというのでは考えます。今のままでは、だって4分の1しかタクシーを利用していないのですから。4分の3の方は利用していません。バスの方は、利用者が66パーセントです。そういうことを考えると、増山議員がおっしゃっているようなことは果たして正しいのかどうか疑問に思います。

議長(堤 和夫君) 増山議員。

11番(増山 勇君) それはですね、利用方法のやっぱり広報が必要だし、もっとこういう制度を町としてやっていますので、もっと利用して欲しいというね、呼びかけも必要だろうと思うのです。年間予算見ますとですね、1,231万9,000円。これは平成27年度の実績です。そういう予算をこういう交通費の助成にわが町当ててますけれども、これをですね、今もっと利用しやすいような形への検討っていうのは必要だと私は思います。

町長考えないって言うのですから、これ平行線になりますので、あれですけども、本当に、町がですね、住民のことを考えているのならば、そういったところにも、気配りをすべきだということを指摘しておきたいと思えます。

議長(堤 和夫君) 町長。

町長(藤井武彦君) 今指摘いただきましたけれども、今、交付者が合計で1,943人ですか、いらっしゃいます。その中で利用しているパーセンテージが、100パーセントに満たないわけです。まだまだタクシーにしても、バスにしても、使わない人がいるということで、ありますもので、町といたしましては、この利用が100パーセント以上いってもう、とてもみんながこれでは足りないというような声が出てくればそれは当然考えなきゃいけない。又これが80,90になってこれは、もう、足りないかわかんないなといった時にはちゃんとした対策を立てなきゃいけないんですけれども、今の状況ではまだ余裕がありますし、今、先ほど言ったようにこの巡回バス等につきましては、支所、出張所また統合に合わせてやるというこ

とは私の考えは変わりません。

議長（堤 和夫君） 増山 勇君

11番（増山 勇君） ですからそれは、何度もお聞きしているのです。町長のそういう考えがですね、庁内の、庁内っていうか皆さん方ですよ。よく言う町長が言われる課長会議。

そして先ほど出た若手プロジェクト会議でですね、それが、足かせのようになって、考えなくなっただけじゃないかってのを心配してのですよ。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 余計な心配はご無用ですから。ちゃんとそれは課長会議なりで意見を出しあってやっていますから。増山議員の考えでそれをみなさんに伝えないように。私たちは私たちでちゃんと話し合っていております。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） そういう点ではですね、今、町長が言われたようにですね、ぜひそういったことを、対策等ですね、私はくどいようですけども、支所、出張所をなくしてからではなく、なくしたところですね、すぐ始まるわけではないこういう制度は。ですから今から考えて、研究して欲しいと言っているのですよ。だからこれもし、仮にですよ、仮の話したらだけれど、やった場合どこの担当課になんですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） やって欲しいなんてこと、一言もここに書いてないですよ。研究してほしいなんていうのは。増山議員。それは研究して欲しいなんて一言も書いてないですよ。そういう中で私たちは、支所、出張所の問題が具体的にになった時に、これをあわして考えていきます。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山勇君） 議長からも注意して欲しいと思いますよ。

ここに書いてないからね、質問、答えないなんてのはね、全体的な公共交通についての当然、出てきますよ。そういったことを、書けばいいってね、今聞いて発言できないのですか。書いておかないと、出来ないのですか。常にそういったことは町長として町のあり方、行政について考えておかない、私は問題だと思うのですよ。ただ、私以外の議員さんにも、書いてないとかそういう答弁がよくありますけど、しかし、その範囲内ではやっぱり答弁をきちっとしていただきたいということです。では、議長。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 続いてですね、地域防災の原子力災害についてお伺いします。

これはあの西伊豆町地域防災計画のしょっぱなに出てくるのですよね。原子力災害。原子力災害については、県内の浜岡原子力発電所があり、本町は静岡県が定めた原子力対策、災害対策重点に重点的に実施すべき区域には指定されていないが、万一の事故による放射能物質の大量流出に伴う災害対策が必要であると。なお、発電所内で環境に影響のないトラブル等が発生した場合でも、住民に対する適切な情報、情報伝達が必要である。これは西伊豆の防災計画にうたわれているところでありますけども、具体策は何にも見えてこないのですよ。そういう点ではですね、私の聞いているのは、そういったことに対して検討されているのか。先ほど町長の答弁は、非公式に中部電力と話し合っていますとこういう問題はね、非公式じゃやっちゃ駄目なのです。公開して住民がですね、安心と町長が言われる安心と安全のまちづくりだったら、この点もですね、わが町はけっしてですね、人ごとではない地域にいますので、そういった点はですね、町長あの以前、堤和夫議員の質問にこういうように答えられておりますけれども、基本的には再稼働反対ですと。しかしの後ですね、当時の振り返ってみますと、ちょうど東日本の震災があって、東京電力の福島1号機、2号機がああいう状態になってですね、一時的に計画停電やいろいろあったです。その時の答弁は、そういう計画停電に耐えられるか。あるいは、地域の交付金の問題があるから、一概に反対とは言えないという答弁でありましたけれども、あれからもう6年経っているわけですね。そして、日本、日本特に私たちは東京電力管内ですけれども、原子力発電所は今稼働してないです。しかし電力は、足りていうか、あの計画停電はなければ、日常、普通に生活できております。それととりわけ、その浜岡原発に至ってはですね、あそこの原発だけが唯一当時の政府が危ないっていうことでストップさせた原発です。他の原発はみんな定期点検で止まっているのです。そして今、新たな原子力規制委員会で審査を受けているっていう段階ですけどもは浜岡もその今段階ですけどもね、しかし、本当に危険ということには変わらないのです。地震でどうなるか、まったく福島の場合でも、いまだにわかってない。

また、6年経ってもですね、まだに8万6,000人の人たちが避難生活を送られているのですよ。しかしほとんど、最近ではテレビや新聞等では扱わない。なんか忘れられたような状態になっていると。これ全く人ごとではなく、この伊豆半島、とりわけ西伊豆町、60キロです。何の海を隔てるものないのです。ストレートに私たちのところへ、そういった放射能が

降り注いでくるという大変危険な場所です。ですから、住民に対してですねこういう危険性があるよということはどうですか、常々やはり、防災訓練やそういったところでも、広報や情報として流すべきではないかと思うのですけども町長いかがですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 県の防災計画見ますと私たちのところは、原子力のその被害の範囲に入っておりません。30 キロ以内ですか。そういうことで私たち入ってないのですけども、それは県にも、中部電力にも、非公式っていいですけど、そういうものは訴えておりますし、それが、やっていただけないというのであります。ぜひ、増山議員も、その自分たちの党をお願いして、ぜひこちらのもその何ですか、県の国の範囲内に入るようなそういう運動をしていただくように要請をしていただきたいと思います。私もそれは、県議員ないしまたは県の職員には、機会があればお願いしておりますし、中部電力にはこの西海岸でも、その原子力に対する事故に対する説明会ですか、住民説明会。これ、浜岡近辺でやっているという説明会やってくれというような話をしておりますし、県のほうにもそういうお願いしております。そういうことを、やっていますけども、それが表に出したほうがいいのかわかりませんが、ただその、県の方は、範囲内に入っていないということで片付けられる恐れがあるものですから、ぜひそのへんはご理解していただいて、増山議員の党ですか、所属の議員さん方をお願いして範囲に入れてもらうというような運動をぜひお願いしたいと思います。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） まあ、静岡県というよりも政府なのですね。政府が30キロ以内ってことで、避難訓練やそういった計画を作りなさいってことなのですよ。30キロで円を描くとこっちは入らないのはそれ入りません。60キロですから。しかし、放射能ってのは風に流れてくるという、この福島の実況見ると飯館村なんかはほんとうにね、今も悲惨な状態になっているわけですね。除染しても、なかなか今もかなり放射能濃度が高いと。依然として続いてもう生活がもう完全に崩壊していると。こういう状態があるにも関わらず、私は国がですね、すっぱり、原発は止めるってことを言っていただければいいのですけど、なかなか今の安部首相はですね、ベース電源ですからと言って再稼働をまあ目論んでいるような状態です。ですから、この問題は本当に政治的な力、あるいは住民の声で、これはもう、こんな危険な発電はやめろという声をやっぱり私も含めて皆さんがあげて欲しいと思うのですよ。とりわけ町長はですね、いろいろな立場でいろいろな会合でそういう発言する機会があると思

いますので、当然発言されていると伺っているのですけども、それをやはり、中部電力にもぜひ伝えて欲しいし、当然町長が言われる私たちの党も、当然国会や県会でそういったことを主張しております。しかし、なかなか現実には、そうならないという現実がありますけれども、本当に危険だということはですね、住民に知らせなければ、まず解からないと思うのです。もう1つお聞きしますけど、この、堤議員の平成23年6月議会の質問の中でですね、堤議員も放射能の問題について、やはり学習すべきではないかという提案や質問をされております。当時の教育長は、これは中学校で勉強しますというように答弁されておりましたけれども、現況はそういうことになっているのでしょうか。今、教育長にこうお聞きするのですけども、そういう放射能についての学習というのは、どういう方法でやられているのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 教育長。

教育長（宮崎文秀君） 従来はですね、原子力教育というのは、安全だというのは前提で教育をなされてまいりました。ただ現状は、あの東日本大震災の影響を受けて、原子力は必ずしも安全ではないということも含めながら教育をされていると思います。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 議長、ちょっと、はずれたかもしれませんが、現況はどういう教科書でどういう時間でやられているのかちょっとお伺いします。

議長（堤 和夫君） 教育長。

教育長（宮崎文秀君） 教科書採択等で教科書の内容を把握はしておりますけれども、その原子力の詳細な内容までは申しわけございません。こちら把握をしておりません。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） ですからこれはですね、平成23年6月議会で町長もそういう答弁されているから聞いてのですよ。検討します。そして、学習については中学校でやります。そこまで、答弁されているものでね、この現状はどうなのかと聞いてのです。ですからそういったことを、子どもの頃からそういった知識が必要だし、今、教育長が言われたように、これまでは絶対安心だと、事故はないのだというそういう文部省の教育指導教科書ですかありましたよね。しかしあれが根本から、違ってたてというのはあの福島で明らかになっていると思うのですよ。ですから、私はあの浜岡原発のですね、やはりもう廃止すべきだという、そういう声を上げるべきだと町長自身も、やってほしいと思うのですよ。そうい

う点でははっきり言われませんが、ついでに言いますとですね、県内では、湖西市の市長もう辞められましたけど、三上さんという市長がですね、県内で、あるいは全国でも、市長として原発反対っていうことを声高に言われて今も市長を辞められたけどもそういった運動を続けられております。

それはですね、私たち、私たちが要求は言っていたのですが、この前静岡で集会あった場合、あった時にですね、三上さんはこう言っておられました。私は原発を止めなきゃならないってのは、国防上の問題だと。非常に危険な装置をいつまでも置いておくことはですね、国を守るという観点でも直ちにやめるべきだということです。というふうにおっしゃっておりました。ですから、もう人間の英知で操作できない。そういう危険なものであるということですね、やはり1人1人が自覚すべきだしで、町の町長も、そういうもう先ほども言われましたけども、廃止すべきだという事を声高に主張していただきたいと思いますがいかがですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 当初答弁したとおりであります。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） まあ現況はですね、なかなか変わらないなと思って聞いておりましたけども、それではあの3点目の

議長（堤 和夫君） 質問中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時17分

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

増山勇君。

11番（増山 勇君） それでは、旧洋らんセンター跡地の利用についてお伺いします。

町長の先ほどの答弁、最初の答弁でですね、雇用を産む、要するに企業の誘致等も考えられているのかなというように答弁を聞いていて思ったわけですがけれども、昨日の質問にもありましたように、現実って今いる現職の議員は、旧洋らん跡地については、幼稚園保育園を統合して、高台移転を望ましいであろうという要望書を町長に提出しております。しかし、

その時はですね、ある企業がそこを利用したいということですね、なかなか、いい返事は町長自身されませんでした。その企業がですね、撤退というかもうやめましたというようになりました。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） あの大きな誤解を与えますから、これは議会が反対したからやめたのですよ。企業が撤退したのではないですからね。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 当然です。議会が反対しました。はい。それは、そんなこと言うんですね、なかなか中身を発表させませんでしたね。当時は。要望書持ってった時ですね、旧洋らん跡地を消してくれと。そこまで町長は言われました。そして、企業がですね、こういったことをやりたいという計画書を持ってこられて、私たち全協でも議論しました。当然、私は、そういった利用方法は、だめだというように言いました。多くの議員さんも、そういった意見だったので、お断りにいったという経過なのですけどね。これについてもですね、向こうの業者のホームページや広報見ると町長が出向いてきたというように書かれてのですけどね。そういう向こうを、町に呼んだのではなくて、町長自身が、要するに向こうに行かれたのですか。

議長（堤 和夫） 町長。

町長（藤井武彦君） 買いたいという話の時には向こうから来ました。ただ私が行ったのは、売らないよということで出向いていってお断りしました。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） そこで、つぎの段階。平成25年9月議会でこの土地を議決して町有地になったわけです。そして、最初はですね、その一部を火葬場にしようという計画を立ち上げて交渉した結果、駄目だったと。そういう経過があります。

そして、これも仮の話してはなんだけど、そうもし、火葬場ができていればですね、他の利用ってのが、なかなか厳しかったのじゃないかなと思うです。現在それを言ってもしょうがないですから、これから、この土地をどう利用されるのか。今の段階で発表することはできないのでしょうか。その点をお聞きます。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 発表することはできない。何もその計画が決まっておりませんから、

発表できません。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 最初の答弁で、雇用を産むような活用をしたいというような答弁じゃないですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは言いましたけども、何に使うというものは、まだ決めておりません。それは議会の方から出てきた幼稚園、保育園ですか、そういうものを検討しながら、何がいいのか検討するって私は答弁したはずです。

議長（堤 和夫君） 増山勇君

11番（増山 勇君） では再度その点をお伺いいたしますけども、今現在では、具体的な計画はないということですか。そのとおりですね。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） はい。そのとおりです。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） だとしたら、議会の要望をやはり実現するように、執行部としては取り組むべきだということに思います。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） あのうべきだとかなんとかじゃなくて、では議員、増山議員にお伺いしますけれども、では防災の件はどのような検討されるのか教えてください。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

[発言する人あり]

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 防災ではなくって、防犯についての質疑は議会でなされたのか教えてください。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） あのう、防犯ていうのはちょっと理解しにくいのですが、幼稚園保育園が女子職員で子ども達だけだから万が一のとき危ないというように町長は考えられているみたいですが、だとしたら、小中学校も一緒にとかね。他の施設も一緒にといいそういうような考えにならないのですか。あのどこでも同じだと思うのですよ。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） あすこにまあどっちらかって言うと山の中にポツンとある施設。そして町の中にある施設。どちらが住民の目が届くか。また防犯的にどちらが安全性が確保できるか。そのへんも十分検討した中で私は今、あそこが、なんですか、千年に1度の災害ですか、それにそなえたほうがいいのか。それとも今、日常茶飯事に起こっております防犯。そういうものを重点に考えたほうがいいのか。そのへんで迷っております。

議長（堤 和夫君） 増山 勇君。

11番（増山 勇君） 町長、そういう答弁ですけどね、それはどこに造られようが防犯の問題は起きるときは起きるってへんな言い方ですけどね。ちょっと次元が違うのではないかなと思うのです。ですからたとえば、町長、発言の中に今回ではないですけどもね、旧洋らん跡地なんか他の高台も考えているというような発言をされております。ですからそういった場所についても早く提示すべきじゃないのですか。

議長（堤 和夫君） 町長

町長（藤井武彦君） それは保育園から中学校までを総合的に考えて今おります。今、この前も課長会議の中で言いましたけれどもそういうのをみんなで話し合おうと。

この前も全協の時にも皆さん方をお願いして、園から中学校までどうようにしたら西伊豆町の教育ですか、環境を整理するにはいいのか検討してくださいっていう申し入れ私したと思いますけれども、それは今町のほうでもやっております。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） その点については、昨日の星野議員の質問の中にもありました。幼保、そして小中一貫してあの場所へ、建設したらどうかという、これ提案がありましたよね。それについて私はそういう提案を、委員会でもしたのですが、少数意見でしたので、なかなか取り上げていただけなくて、皆さんの一致するところでの要望書になったわけです。ですから、そういった点がありますのでね、ぜひそれも、わが町独自のそういった教育方式っていうのを作ってやっていただきたいと、そういう町長がもしそういう考えで、現在あるのならば、利用していただきたいと思います。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 私はこれに決まったわけじゃないですからね、増山議員。こういう考えもあってみんなで、みんなでそのいろいろな案を出しましょうと、いうことですからね。

これはもう一人歩きしないようにしてください。みなさんからどういう意見が出てくるか解りませんが、園については、あすこに、なんですか、高台移転ですか。そういう要望、意見書をいただいております。それに対しては、どうかなという事も今言ったような心配があるということでどうしたらいいかは、今考えております。

また、他の意見もあろうかと思えます。いろいろな意見を総合した中で、園から中学校までの統合については、早急にやっていきたいように考えております。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 昨日の答弁のもありましたように、何案か出してですね、トップダウンで決めてく方向というように昨日も言われました。その方向をですね、やはり1日も早くで、言っときますけども、私たちも任期終わりですけども、それが、新しい期やるのかということ言われましたけども、私たちの今の議員議会の大多数っていうかほとんどが、洋らん旧跡地を利用されたらどうかと。防犯の問題についてはですね、私はそこまで深く検討はしなかったと思うのです。ですから、それはそういう、また、そういった点を、こういう問題があるよと具体的に対策ないかという話し合いになるわけですね。

いきなり防犯が出てきてですね、あそこは駄目だって言うの町長が言われたのですよね。

他のところから出た意見がないのじゃないかと思うのですがいかがですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） そういうこと駄目なんて言って言っていないよ。どういうふうに考えたのですかって聞いているのですよ。防犯はどういうように考えましたか。土砂災害についてはどういようなことで考えましたかってことを、それをお聞きして、そういう話し合いがなされた上で、津波だけでなくいろいろなものを総合的に考えてあすこがいいという判断をしたと、いうならそれはまた真摯に受け止めなきゃあいけませんけれども、私は、そのへんが欠けていたのではないかなというような想定をしております。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） それを言うならあの土地を購入する時にも、土砂災害はどうかとか、付帯工事が必要であるということで、反対された議員さんもいらっしゃるんですよ。そういう指摘にあったにも関わらずですね、購入するという議案が出てきて、大多数は賛成して購入したわけです。ですから、町としての高台の土地をですね、有効に利用して欲しいということで父兄のみなさんからのアンケートを取った中で出てきた意見ですからね。

ですから、私、何回も言いますけど、町長自身が他の場所があるようなことを言われるからだったらその場所はどこなのかという事を具体的に出していかないと検討に入れないじゃないじゃないですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 今、増山議員おかしいこと言いましたけども、父兄のアンケートの結果がだと、ようにおっしゃいましたけど、私はそういうふうに認識しておりません。

西伊豆町議会あそこがいいとように事で意見書を出したとように思っておりますものでそのへんはどうか、父兄の意見なのか、それとも議会の意見なのか、ちょっと、お聞かせください。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） ですから私たちはあの特別委員会作ってですね、父兄のみなさんにアンケートを出して、その意見を基に作ったわけですから、当然、それを考えて議会で出したわけですから、どこがと言われるとね、父兄のみなさんの7割近くはそこを希望されてることが基礎になっていきますのでね、町長そういうすぐね、その違うとかね、そうじゃなくて総合的に考えて出したわけですから。だから議会の総意ってものは、町長自身がどういうように捉えているのですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） ですから私は議会の総意だと思って、今まで対応してきました。それ増山議員が、父兄のアンケートの結果だっておっしゃるからそうですかって聞いているのです。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） ですから、その議会の要望そのものをですね、やはり真摯に受け止めて実施をするのが行政のあり方じゃないですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは議会の要望を全部受け入れることはできません。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） ですから、これ何回言ってもあれですけども、父兄のみなさんの意見の基に私たちは出したわけです。両方だと思っていただいたって結構です。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） ですから私はそういう認識でいましたと。それが増山議員父兄のアンケートですって言うから、それはおかしいじゃないかなというので私は聞きなおしたわけです。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） それはもうあの最初の時にもう町長に伝えてありますよ。

[発言する人あり]

11番（増山 勇君） いや、今じゃなくて以前からも言っております。それは何度私以外の議員さんもそういうな発言をされております。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは大きな問題だと思いますよ。西伊豆町議会からの意見書じゃなくて、父兄の意見だなんていうことは私今まで考えてもなかったです。

西伊豆町議会が、父兄の意見を汲んでこういう意見書を出したというような認識でおりますから。父兄の意見をそのまま議員、議会のいろいろな考えを入れなくて、アンケートの結果だっというようなことであれば、これはおかしいなと思います。

議長（堤 和夫君） 増山議員に申し上げます。

議論が平行線をたどっております。また質問回数も14回となっておりますので、ある程度要点をまとめて質問してください。

増山勇君。

11番（増山 勇君） これはね、では、認識改めてください。そういった点でね。

今聞いたのなら。今聞いたのなら、それで、そういうことですから、ぜひ、それを理解して前に進んでいただきたい。ですから、あの場所が駄目だって理由があれば、他の場所がいいよってことを町長自身が言っていたかかないと一向に前に進まないじゃないですか。

それを言いたいのです。ですから、何も町長、あのあれですよ。

[発言する人あり]

11番（増山 勇君） それを要望書出した時も言っていると思うのですよ。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） ですからそういうものを皆さんと一緒に考えて、どこがいいのか、みんなでまとめましょうということでもあります。私に先ほどのアンケートあの意見書の件も、認識を変えるといいですけども、増山議員のその、質問ですか。父兄のアンケートこ

れではないという事をはじめに取り消してください。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 意味不明です。ちょっとわかりません。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 増山議員は、私に対して意見書を出したのは父兄のアンケートの結果ですとようにおっしゃいました。それでなくて、私はそうじゃないとよう認識しておりました。それは、そういうアンケートをもとにして議会が、西伊豆町議会が、そういう意見書を出したとよう認識しておりましたけれども、増山議員が父兄のアンケートだと。とったアンケートの結果だというようにおっしゃったものですから私は聞いたわけです。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） まあこれはね、これ何回やっても町長自身が考え方変えられないものでね、

「発言する人あり」

11番（増山 勇君） いやいやいやあの、私達は、父兄にアンケートをとったのです。それも基に議論したのです。当然ですよ。突然にですよ議会の議員あすこがいいと言うようにやったわけではないのですよ。その結果は全部教育委員会にも、差し上げてですね、参考にして欲しいということを実施しております。

なぜ、町長

議長（堤 和夫君） 増山議員に、申し上げます。

町長が、おっしゃっていることは、意見書は議会の総意であって、アンケートの総意ではないと。そのアンケートを基にして議会の総意で意見書を出した。アンケートを、そのまま出したというのは、これは違う。そういうこと、おっしゃっていると思うのですが、そのへんの認識が違いますか。増山議員の意見は違いますか。

「発言する人あり」

議長（堤 和夫君） そこを議会の提出した意見書。アンケートを採ったから町民のアンケート、だから、そうじゃあない。町長がうけたのは、議会の意見書としてとった。そのことを言っていると思いますよ。言っていることが、

はい、増山勇君。

11番（増山 勇君） いちいちそういうことを言うからね、おかしくなるのですよ。

当然私たち考える場合はアンケートを採ってそれを、結果を基礎に議論したのですから。

当然それはね、当然言っておりますよ。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） これはあのう、父兄の総意とアンケートと議会の総意とは全然違うと思います。大きなあの隔たりがあると思いますよ、私は。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） この問題ですね、そういうことを一つとってもですね、ちょっとおかしいと思うのですよ。当然、議会の総意ってのは何かを基にしてやったわけですから、そういう理解を町長自身がしていただけないと、そこが違うから聞かないっていうのはね、これはトップとしてはですね、

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 自分の言った発言をもっと思い出してくださいよ。

私の言ったことについては、増山議員は相当食らい付きますよ。それで自分がやったことは、否で、是であって、私の言ったことはみんな否ですよ。そうでなくてやはり、私のことを言うのであればやはり増山議員の言ったことだって責任を持っていただきたいように思います。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） これで質問終わりますけどね、当然そういったことをふまえてやっているわけですから、では仮に議会の総意であった場合は、当然それに、総意を尊重してください。以上、それを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） あの議会の総意は私軽んじて考えたことはありません。

議会の総意であればそれは真剣になって考えて課長会議へかけ、またえその事業は果たして住民のためになるかならないのか、また優先して他にやるものがあるのかなないのかどうか、いろいろ考えた、議論した中で、議員、議会からの要望また、そういうもの意見書については真剣になって考えております。

11番（増山 勇君） はい、質問終わります。

議長（堤 和夫君） 11番、増山勇君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時44分

高橋敬治君

議長（堤和夫君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告6番。高橋敬治君。

3番。高橋敬治君。

[3番 高橋敬治君登壇]

3番（高橋敬治君） みなさんおはようございます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、壇上から一般質問したいと思います。

私の質問は大きく3点でございます。1番目、西伊豆町地震津波対策アクションプログラム2014について、2番目が園、学校の防災計画について、3番目が台湾澎湖県についてでございます。

最初に、「西伊豆町地震津波対策アクションプログラム2014」についてお伺いいたします。平成28年9月定例会において、地震津波対策について質問いたしましたが、残念ながら十分な回答を得られなかった項目もあり、改めて今回、「西伊豆町地震津波対策アクションプログラム2014」に関連した質問をいたします。

（1）各アクションの進捗状況について。

本来であれば、50アクションあるわけですけれども、そのうち下記の10項目といたしますが、10アクションに絞りました。このアクションについて、平成25年度このアクションプログラムを作った時の現状値。それから最終の目標値。それからその達成時期。それから、もう既に過ぎてはいますが、平成27年度末、平成28年3月でございますけれども、この時点での、達成値。それから、その達成値を受けて平成28年度の今年度の取り組み。それとこういう取り組みをすることによって年度末、来年29年3月にどのくらいの見込みになるのかということ。それから、29年度、今予算等の時期でございますので、平成29年度、来年度には、そのアクションそれぞれについて、予算だとかですね、手法、目標の見直し、これを図っていくのか。そういうことでお聞きしております。対象アクションとしましては、

先ほど言いました 50 のアクションのうち、そこにありますように、No. 2、6、19、22、25、27、28、33、38 というように一応 10 項目上げてあります。この中から、質問していきたいと思えます。

それから 2 番、津波避難計画について。この今後の進め方について伺います。

それから大きな 2 番。

園、学校の防災計画について。先般、東日本大震災の津波で、児童 74 人と教職員 10 人が犠牲になった宮城県石巻市立大川小学校をめぐる、児童 23 人の遺族が、市と県に損害賠償を求めた訴訟の判決で避難時の学校の過失を認め、計約 14 億 2,600 万円の支払いを市と県に命じました。学校防災について、学校が負う責任は重いという今後の防災教育に大きな影響を与える判決であったと思えます。西伊豆町内の園や学校においては、その次は少し間違いがありまして、1 校を除いてと書いてありますが、実際には津波浸水域外の学校は田子小、賀茂小の 2 校ありまして、3 園と 3 校が、津波浸水域にあり、津波避難に関しては、関係者で十分な検討をおこなった上で、周知徹底のための繰り返しの訓練が必要ではないかと思えます。以上をふまえて質問いたします。

(1) 津波避難場所について。

町内の園、学校の防災計画は整備されているのか。

それぞれの園、学校の避難場所はどこか。

訓練は、どれくらいの頻度で実施されているのか。

今回の判決により、今後の対応に影響はないのか。

(2) 津波浸水の安全性について

文部科学省の 2014 年調査において、静岡県の津波による浸水が想定される公立学校、幼稚園 94 校のうち、78 校は安全性を確保。7 校が対策予定であり、9 校が検討中とのことです。

町内の園、学校はこの 3 区分のうちどの区分に該当しているのでしょうか。

安全性が確保出来ているとの判断基準はどういったものなのでしょうか。

安全性が確保できていないとすれば今後の対応はどのようにされるのでしょうか。

大きな 3 番。台湾澎湖県について。

観光庁は、11 月 16 日今年 1 月から 10 月に日本を訪れた外国人旅行者の推計を発表しました。前年同期比で 23.3 パーセント増。年間 2,000 万人をはじめて超え年間の訪日客は 2,400 万人前後になるとの見通しとのことです。台湾については、昨年約 368 万人。今年は 10 月ま

で約 359 万人と昨年比 15 パーセントの伸びで、年間 400 万人が見込まれるそうです。

10 月下旬、私達議員 4 名は、西伊豆町澎湖県友好交流、それから外国人誘客プロモーションと視察研修を兼ねて、伊東市や東伊豆町の首長や職員、議員など総勢 25 名で台湾澎湖県、本島台北市へ行ってきました。澎湖県では、友好公園でのトンボロ現象を目の当たりにし、まさに百聞は一見にしかず、自分の目で確認する大切さを改めて認識しました。

交流会では、現地の幹部や観光関係者の日本や伊豆半島、西伊豆町に対する熱い思いに触れ、大いに感激するとともに、やはり直に語り合うことが友好を深め、ひいては観光誘客繋がる一番の近道であり、今後も継続していくことが必要ではないかという思いを深くいたしました。

以上をふまえて質問いたします。

(1) 観光交流について。

今後は美しい伊豆創造センターや町内の関係団体、町民などを含め、どのように観光交流を推進していくつもりでしょうか。

(2) 中学生交流事業について。

今年度の交流事業に参加した中学生の感想が広報西伊豆 10 月号に掲載されておりました。

今回限りでなく、これからもチャンスを与えてもらいたい。あるいは、自分たちの学んだことを今後活かしたいなどこの事業の成果を感じましたが、来年度以降の方針はいかがでしょうか。

以上、壇上からの質問でございます。

議長（堤 和夫君） 町長。

[町長 藤井武彦君登壇]

町長（藤井武彦君） 高橋議員の質問にお答えいたします。

先ずはじめの、西伊豆町の津波対策ですか。アクションプログラムについてでありますけれども、これについての進捗状況については、資料の配布のとおりでありますので、それで、対応していただきたいと思えます。それと津波避難計画でありますけれども、今度の防災対策の参考にするために、10 月から 11 月にかけて各地区の区長さんと懇談会を開催しまして、過去の災害など話をしていただきました。また引き続き情報提供をお願いしてありますので、それらを参考にすすめていきたいとように考えております。

それと、大きな 2 番目ですか。津波避難場所についてでありますけれども、これは人によっ

て現状では私たちは、この計画は精一杯の計画じゃないかということで計画しましてこれが整備されているというに解釈しております。

それと、園、学校の避難場所ですけども、仁科幼稚園、保育園は正円の山。これはしおさいの屋上ですか、これもお借りしておりますし、今年度で屋上のなんですか、避難場所っていうですか、避難所です場所ですか、設置することで計画しております。賀茂幼稚は、中央公民館の4階。仁科小学校は学校の屋上。田子小学校は現状のままですけども、賀茂小学校は賀茂中学校の3階。西伊豆中学校は学校の3階、又は裏山に。賀茂中学校は3階っていうことになっております。伊豆海拔かした。すいません。伊豆海認定こども園は、田子神社であります。それと、訓練はどのくらいの頻度でってことでありますけれども、仁科幼稚園、保育園は毎月1回。伊豆海認定こども園と賀茂幼稚園は毎日が基本となっております。小中学校は、避難訓練をしていない田子小学校を除き、年2回ほど実施しております。それと、今回の裁判ですか。結果により今後の対応に影響ないかということですけども、大きな変化はないように考えております。それと、安全性についてでありますけれども、町内の園、学校の区分はということでありますけれども、田子小学校と賀茂小学校以外が津波による浸水が想定されるとされております。園と学校に区分されるすべてが検討中との報告をしております。安全性が確保できるかという判断基準でありますけれども、津波によって浸水しない、園舎、校舎の上層階や周辺の高台等にすぐ避難できるかどうか判断の基準として考えております。安全性が確保できないとすれば今後の対応ということでありますけれども、ある程度の安全性は、確保されていると考えておりますが、園、学校の統廃合計画をふまえた中でより安全性を高める対策を講じていきたいと考えております。

それで大きな3番目の台湾澎湖県についてでありますけれども、どのような推進をしていくかということありますけれども、各団体及び事業所等、町が一体となり誘客宣伝をすすめていきます。町民の方には、澎湖県を訪問する費用に対し5万円を限度に補助を行います。次に中学生の交流ですか。これは、来年度以降も続けていきたいように思っております。

以上で壇上での答弁は終わります。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） それでは、個別に1番の津波アクションプログラム2014からすすめていきたいと思っております。今回ですね、私が、なぜこのアクションプログラム2014、前回に引き続き質問したかといいますとね、これ前回の定例会の一般質問で、いろいろ質問し

ました。この中で、例えば避難誘導標識 94 箇所。これの充足率はどうなっているのだと、94 箇所ってのはどこどこだと。こういう質問しました。そうしたら資料の持ち合わせがない。

それから、年度ごとに変わるのでってというような非常にあいまいな回答でございました。ということはですね、これから推し量れば、50 のアクションプログラムについて、毎年例えば年度末、あるいは次年度当初に前年度のやはり進捗状況なり、こういうものを確認にいないのではないかと、こういうことを私考えましたもので質問させていただいています。それと、前回企画防災課長ですね、避難誘導標識 94 箇所について、これ調査して報告しますと。そういう答弁しています。しかし一向に報告はない。私この質問を上げるにあたってですね、この件はどうなっているのだということを課に尋ねました。そしたら忘れていました。ね、こういう状況なのです。ですから今回の質問になったわけですけれども、例えば自分が答弁したことをですね、2 箇月、3 箇月経って報告する、報告するのは、そんなに迅速に出来ないような内容なのですか。

まずそこから質問したいと思います。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） ご指摘の津波誘導標識の整備についての報告が遅くなった点については大変申し訳ありませんでした。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3 番（高橋敬治君） 多分今回ですね、私がこういう質問したもので、おそらく私が指示した 10 項目以外の 50 項目についても、時間が無いという話は聞きましたけども、それなりに、手元にいただきましたような進捗状況表ですね。こういうものを多分作成されたと思うのです。これを前提に、もういっぺん質問させていただきます。

前回先ず問題になりましたね、この No.28. 避難誘導標識の整備。94 箇所ってのは、現実にはわかって、例えばそれを地図だとか、そういうものにプロットしてあるのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） 9 月の定例会でご質問がとアクションプログラム作成時の担当の方に確認いたしました。94 箇所につきましては、特定の箇所の設定ではなく、減災のためには最低このくらいは必要だろうということで、その 94 箇所という設定をしたということで聞いております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 実にいい加減な答弁じゃないですか。94箇所は、このくらい必要じゃないかという箇所。それが例えば、100とか90とかそういう数字ではなくて94って聞けばですね、誰しも、これはもう既に94箇所ってのは名前もね、場所も上がっているのだというように捉えますけどもそんないい加減な引き継ぎだったのですか。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） 私が確認したところ、先ほど答弁したとおりとなっております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） その一言を聞いてもですね、このアクションプログラム、これがね、どのような格好で庁舎の中で当局がすすめられているかっていう、一端を垣間見るようなこゝろ気がするわけですよ。これはね。だから、この28番で言えば、29年度末じゃなくて27年度末54%整備箇所の見直しをしていると。29年度も整備箇所の見直しをするのだと、ね。これ何をそしたらもとに見直しをするのですか。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） このあとの質問にもちょっと絡みますけど、今後、今後といいますがあの区長さん方との懇談会を含め、各地区でのその状況を、状況といいますが、踏まえた計画を立てたいと思っています。その中で、区長さん等との協議をしていただき整備する箇所を検討していきたいと思っています。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） その件はぜひ、すすめてください。

同じようなことになるかとも思いますけれども、このNo.27津波警告標識の整備。

これ591箇所。相当数の多い箇所に津波警告標識これを整備するんだというようになっていますけれども、これも先ほどと同じようにこのくらいは要るだろうという想定ですか。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） これにつきましても先ほどと同様ですけど、これ数が多いの以前に道路にペンキで標識をさしていただきました。それらの件数も含まれております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） これは設定時にですね、現状80%っていうようにこれ載っています。ということは、これ計算すると473箇所。これについては既にされていると。どんなものさ

れているかって聞こうと思ったのですけれども、さっきほど言われましたので、道路のペイントだとかね、こういうものは見直してくというと、前回以前のこう質問がありましたので、それはそれでいいです。こういうことが、継続して本当にやられているかどうかという、その一例を挙げますとね、実は、ここに2015年9月定例会の議会だよりがあります。

これで、我々、私、議会広報委員長やっているわけですが、その中でこの追跡レポートというそのところがあります。一般質問どうなったってということですね。この9月の議会だよりではですね、平成27年6月定例会、加藤勇議員の質問。海拔表示はというような質問です。今のことに絡みますけども。海拔表示は道路面にスプレーで表示されており、表示が薄れて判読できない箇所もあると。目線の高さに目立つように表示することが防災意識の向上に繋がるが。と言うのに対しまして、町長からの答弁はですね、電柱を利用した表示もしていますが、消火栓ホース格納箱などを利用した表示を検討していますという答弁でした。非常に、こういうことをやってくれるのだなということで、これ議会だより載せるのに追っかけ調査しました。当時の防災の多分担当係長と申しますけれども、調査して聞き取りしましたら、平成27年7月から、消火栓ホース格納箱への海拔表示をしています。現在は安良里地区が完了し、年度内に全ての地区が終了する予定ですと。こういう回答を得ました。だから我々は、その回答をもとに、この追跡レポートの記事を議会だよりに載せました。私、本当にこのとおりかなということで見に行きました。安良里地区何箇所がありました。宇久須地区では残念ながら1箇所も見つけることできませんでした。ということは、今この作業、どこが担当して、今どのくらいいっているのですか、これ質問にはありません。あえてね。だけでも、同じようなことなので、あえて聞きますけども、これは27年度中に終わったのではないのですか。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） 箇所数につきましては、ちょっと担当は、引き続き企画防災課で行っております。消火栓箱への箇所につきましては、今私どもが把握しているのが6箇所になります。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 町内全域で、必要なところが6箇所しかないのですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦） 私、表示をね、建物とか今言われたようにその消火栓ですか、そういう

とくに、前にはやった方がいいと思っていましたけれども、最近になってね、この建物の十何メートルのところにここは浸水域ですって線を引いた時にね、果たして住民の方、またはその移住定住してくる方が、ここへと住みたいと思うのかなというような疑問もありましてね、果たしてそれがいいのかどうなのか、今、私個人の中ではそういう検討もしております。ただ、住民に対しては、それは絶対必要であるように思っておりますので、どういう方法がいいのかね、今6箇所しかやってないというような答弁でしたけれども、私もそんな遅いとは思っておりませんでした。やはりもう少し厳しく言わないといけないのかなというような私自身反省しておりますけどもね、これは早急に、消火栓の箱ぐらいには、表示した方がいいのではないかなとような思いがありますので、ちょっと時間ください。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 残念ながらそういうことなのですけれども、例えば津波浸水域の中、例えば宇久須で言えば通学路、ここに何箇所かこういう消火栓の箱あります。こういうところにね、やはりこの海拔は何メートルだということは、小学校、中学校の生徒も見つるわけです。そういうことを含めればですね、やはりこれは、やると年度内に終わるっていったことが1年半経っても終わってないということですから、これ今町長がそういう指示を出すってことですから、これはよろしく、どんどん進めていただきたいというように思います。

それでは次いきます。NO.6番にですね、特定建築物18棟の耐震化率というようになっています。これ、目標値が、平成34年度末で90パーセントですけれども、この対象の18棟。耐震診断は終わっているのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 終わっておるものと、終わっていないものがありますが、終わっているものということについては、浮島の町営住宅で耐震性がないという結果が出ているということでございます。あとは民間になります。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 確かに町の公共施設はこれ発表しています。けども、これの法律で言っているところの特定建築物、これは民間であろうがですね、報告期限が平成27年12月末というようになっています。この法律ね。ですから、少なくとも、僕はこの管理をしていくことがちょっとよく解りませんが、町の産業建設課には、少なくともこういう報告があってこれを公表する。診断の結果の公表ね、所管行政庁がインターネット等で公表する

ってなっています。これ、公表されました。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 公表はされておられません。

建設課内での資料として開示することは可能になっております。それから先ほど、すいません。公営の施設のみという回答をさせていただきましたが、民間のほうで、義務化の建物ということで、当初2社が対象と考えておりましたが、1社につきましては免責要件が解除されましたので、対象にならなくなりましたと。もう1社は、耐震診断をやっております。

その会社については、ホテルについては、強度がないという結果が出ておまして、現在改修計画の立案中ということでございます。

議長（堤 和夫） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） その後半の方のね、ことについては私も承知しております。

それで、何回か一般質問以外のところでも質問して、今計画していると。おそらくそれは、耐震改修やるだろうということで町も見ています。これ予算のときに聞いたと思うのですが、今日あたりの新聞見ますとね、県の方も融資限度額の引き上げをするんだと、今まで1億だったものを10億にするとまあこういうように、やはりこういう、これは宿泊施設に限ってですけれどもね、県の制度は。こういう特定建築物ってのは、不特定多数の人が集まるわけですから、必要なことだと思いますけれども、私が解せないのは公表するというように、インターネット等で公表する。所轄行政庁ってのはこれどこですか、一体。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 公表にあたっては県になります。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） ということは、これ特定建築物、さっき言いました18棟。これは町を經由しないで、県にいて、県が発表の責任があるのだよという理解ですか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） そのとおりでございます。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） ではそうなりますとね、このアクションプログラムの特定建築物18棟の耐震化率、目標90パーセントってどういう意味ですか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） こちらにつきましては、町のほうで把握している建物として、18軒をカウントしております。これは県の方へこういう該当件数がありますということで報告を出ささせていただいております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 私の質問の全部に答えてないと思うのですけれど。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 申し訳ありません。1件しかちょっと頭に残りませんでした。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 私が言いたいのはね、町のアクションプログラムの中に、耐震化の促進って載っているわけじゃないですか。行政官庁がこれ報告するとなっているわけじゃないですか。でも、町のアクションの中に目標値だとか、ね、達成値だとかこういうの載っているわけではないですか。では町は何をすのですか。これに対して。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） こちらについては、18軒の案件について、新耐震基準をクリアされているものをまず把握ということでやっております。18軒中耐震改修が既にされたものも含めて12軒がクリアしていますよということで50パーセントから、67パーセントに実は上がってきております。その他以外の建物については、実はこういうことで、耐震補強を最終的にはやっていただきたいということで、町の方でも、不特定多数の方が利用する施設ということで、ご連絡を申し上げて、今回、堂ヶ島の2軒が該当するかなということでしたけれども、1軒に絞られたという結果になっております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） わかりました。その点はわかりました。

では次いきます。これNo.25にですね、これ前回もちょっとお聞きしましたけれども、重度身体障害者に対する防災対策の実施、286世帯。この中で、災害情報受信関連機器と言うようになっています。前回も少し町長の答弁があたように思いますけれども、再度、これはそういう機器ってなんぞやと、何かっていうのを教えてください。

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） 何かということですが、要は視覚障害者については、基本、

防災ラジオほうのを考えております。聴覚の障害者については、テレビ電話等の通信回線に接続することによって画像に文字が出るような機器がありますので、それを想定して、なんですかね、障害者用の放送の受信機というようなことで、考えておりました。以上です。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それに加えてね、昨日の星野議員から質問ありました、なんていうですか、プラウドっていったっけか。メール配信。あれにつきましてもね、光ファイバが布設されたあと、いろいろなその利用方法によっては、そういうものが利用できるという資料をいただいたものですからね、もしあれでしたら、これ議員さんにもまだ話ししてないのですけれどもね、あの光ボックスっていうなんかボックスあるそうですね。これを入れるにやはり今定価で1万2千円くらいかかると、この前NTTから聞きました。もしそういう防災とかいろいろなものにね、そういうものが使えるのであれば、その1万2千円をボックスをね、何ですか、光ファイバ引く方に補助してもいいのではないかと、今考えを持っております。これまた議会の皆さん方で話しなきゃいけないのですけれどもね、それと4,000軒あれば、4,000万ですか、ような金額が必要になりますものでね、ただその住民の今言われたような広報ですか、それとか情報提供につきましては、そういうものが利用できれば本当に住民も安心できるじゃないかなというような思いもありますものでね、これは検討課題として、今後進めていきたいなとように思っております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） それ解りました。

対象としているのがね、286世帯ということですから、まあ住民全体を含めてということかなり大掛かりになりますけども、少なくともこの重度身体障害者等に対するやはり防災対策ってのはですね、これ、今言ったどンドンいろいろな機器が新しくなって、そういうことを伝える媒体ってのはいろいろできているわけです。ぜひ、そういうこう新しいものに対してね、興味を持ってわが町に対応できないかということで、すすめていって欲しいというように思います。各アクションの最後の質問になるかと思えますけれども、これNo.38災害時の心のケア体制の整備というようにあります。これのね、管理基準、基準値が、地域防災計画にケア対策を記載して書いてあるのです。既に、記載しましたと、確かに地域防災計画、新しくなっています。これ読みました。共通の89ページ。要配慮者の支援に記載がありました。健康管理の実施。慣れない環境に対するストレス等への対応として、心のケアを実施という

ように書いてあるのみなのですよ。他の資料をめぐっても、ぜんぜん、では具体的に、誰がどうやってこういう心のケアをやるのかというところっての全く出てこない。

つまり、地域防災計画にケアをやりますって書くだけで、目標 100%達成。達成しているからもう次はそれを維持してくんだと、これってちょっとないのではないかなと思うのですけどどうですか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 心のケア対策につきましては、今高橋議員がおっしゃいましたように、防災計画への記載は終わりましたけれども、あと県の方から、もっと詳細のマニュアルを作るようにという指示もあります。それにつきましては、県の方から県の作っている詳細のマニュアルをいただいておりますもので、それを参考にして町の方としても、今後考えていきたいとは思っております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） もう、それは当然でしょう。地域防災計画に記載すればね、100パーセント達成、達成したため特になし。ではないと思うのですよ。もう今年3月に記載した。そしたら、県も言っている。具体的にはではどうするかって目標をやっぱり変えていく必要だっただろうと思うのですよ。記載ができた、そしたらでは具体的に誰がどんな格好でそういう心のケアをしてくのかということをやはりね、突き詰めていかないとこれ本当に絵に描いた餅ってか、防災計画に書いて、何もやらないというのと一緒じゃないですか。だから県からそういう指導もあるということですから、ぜひ来年3月、ないし4月にこれ見直しやるでしょうから、そのときには、今言ったような事をですね、取り入れて新たに目標設定をお願いしたいと思いますけれどもいかがでしょう。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） マニュアルにつきましては、先ほど言いましたように、各市町のもを参考にしていたりとか県のを参考にしまして計画するの格好ですすめていきたいと思っております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 今のアクションプログラム、やはりまとめますとね、先ほど、増山議員の質問の中でも町長が、答弁していましたが、まさにやはり、職員の意識改革をしてくと、こういうことが、本当に必要なのだよっていうのをね、やはりこういうのは露呈して

いると思うのですよ。計画は、やはり策定はゴールではないわけです。

そのために、目標値がある。継続な取り組みが必要だと。私に言われたからっていろいろな課のところをまわってこんな表出来ていませんと、ではなくて、毎年それは3年に1回ぐらいの範囲で見直しはそうでしょう。だけど、どのくらい進捗しているかというのは、毎年毎年やって、その中で費用の掛かるものは予算に反映していく。こんなの当たり前のことだと思うのですよ。ですから、町長にはですね、これ本当に意識改革真剣にやはり取り組んでいただきたいと、そもそもこの計画の減災目標ってみなさんもうご存知だと思うのですけれども、第4次被害想定レベル1で2,200人。レベル2で4,300人。この方がたが津波で命を落とす。これを8割救うのだと。8割減少させるのだというのが、そもそもこの計画の目標なのです。こんな悠長なことやっていたらね、とてもじゃないけど、この目標ってのは達成できないと思いますし、住民全てがね、これもう逐一、100パーセントとは思っていませんよ。でも、そういう取り組みをしているというね、やはり姿勢あるいは現実にそういう姿を見せる必要あると思うのです。ですから、私これは提案です。ですから、採用されるかわかりませんが、やはりこの津波アクションプログラムってことは、地震津波対策のこれ原点だと思うのです。そうなれば、この進捗状況あるいは新たな課題、これをね、毎年少なくとも議員あるいは各区長、これにはですね報告してもらいたい。そういう提案をしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 報告でなくて、議員さん方もぜひ勉強してください。私たちも勉強いたします。また、いま高橋議員がおっしゃったように、意識改革ですか、これはやはり今まで何十年ていうこの職場で培ってきたもの、それを変えるというのはなかなか大変なことだと思いますけれども、これはやはり、高橋議員もそうですけど、私もそうですけど、企業感覚ってすか、そのへんが一番欠けていると思います。そういうものを、どうにかして植えつけたいなということで今、躍起になっておりますけども、なかなか上手くいかないというような現状ありますので、皆さん方の知恵を借りたり、力を借りたりして、意識改革をすすめたり、今やりたいようないろいろなものですか、そういうものを進めていきたいように思っております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） それでは次の津波避難計画についてに移ります。

西伊豆町の津波避難計画、前回聞きました。今年度3月に策定をしたとこういう答弁でした、今後インターネット、役場のホームページって言いましたかね。これ等を通じて公開してくという答弁でした。しかし、いまだ公表されていません。先ほどの質問の中でですね、これいろいろ区長さん方と意見交換しているということもそういうものを多分入れて、完成さしていきたいということだと思えるのですけれども、それは私の今類推したとこですけれども、この津波避難計画がまだ公表されてないってことは何か問題があるのでしょうか。

議長（堤 和夫） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） ただいまの計画につきましては、以前にちょっと説明させていただいたと思いますけれど、固有名詞等が入ってしまっていて、亡くなった方等もあります。それともう1つは、高橋議員が言われたように、新たに区長さん方にいろいろ情報を頂いておりますので、それをふまえた上で最終的なものを作って公開したいと思っております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 企画防災課長にお聞きしますけれども、松崎町の津波避難計画てのは読まれたことありますか。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） 読んだことはありません。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 松崎町の津波避難計画、これ54ページです。資料編が、115ページぐらいあります。これ松崎町のホームページ、これで公開されています。

これ、かいつまんで紹介しますとね、津波避難地図、住民説明会で意見交換しながら地区毎7地区。これで、津波避難地図をもう既に作成してある。それを基にですね、現状の津波避難シミュレーション。これを、1軒1軒です。その地区のここの住民がこれだけのスピードで逃げたらどこまで逃げるか。津波浸水域外に何分で到達できるか、あるいは到達できないのか。到達できないとしたらどこまで行けるのか。それから対策として、それを1.5倍のスピードで逃げたらどうなるのか。こういうこと全部シミュレーションをして、この中に対策をうってあるわけです。高さの確保が出来ない人がそれでも出てきます。何分後にはここまでしか行けない。そういうところに津波避難ビルの指定、あるいは津波避難タワーの建設をすることでこういうように最終的には、そうやって高さを確保するというように書いています。こういう津波避難を考えるワークショップをですね各地区7地区で少なくとも2回以上、専

門家を入れて、これ回やっている。その上でこの津波避難計画を完成さしてるのですよ。そういうことからすれば西伊豆町は既に僕は言うに、松崎町も今年3月ですよ、それ公表したの。けどもその前から、着々とやはりそういう準備をしてそれで作り上げて、公表してということになるかね。やはり西伊豆町2年以上遅れているのではないかなというように思います。非常にこれ緻密に計画されていますのでぜひ、一読されてですね、役場の諸君もられてこれ参考にして欲しいと思います。そう思いますけれどもいかがでしょう。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） ぜひ松崎のちょっと津波計画を、読ましていただいて今後の参考にさせていただきたいと思います。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） これ本当にこういうようにやっていけばですね、これは非常事態で何が起こるかわかりません。でも、町がこれだけやはり取り組んでくれているということがこうひしひしと伝わってくるよなね、やはり津波避難計画なのですよ。つまりぼくは心が入っているのではないかと思いますので、ぜひ、読まれて参考になる点はどんどん入れ込んでですね、やって欲しいと思います。

それでは大きな2番に行きます。

議長（堤 和夫君） 質問中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時37分

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） それでは、大きな2番、園、学校の防災計画についてを質問いたします。園、学校の防災計画についてということで、各園、学校の今の防災計画書いただきました。事前に。まあこれを読み込んでみますとね、まあ少なくとも、これ昨年6月に加藤議員が質問しているわけですけども、避難場所が変更されたものに平成28年度はなっていると。いわゆるまあこれはなぜかって言いますと、まあ平成24年12月ですから、ちょうど4年前

になりますけども、現在の議長堤議員の一般質問で学校アドバイザーが、仁科小で避難訓練をご覧になった時のコメントとしましてね、屋上避難ということも考えといたほうがいいよというよなことに對して、町長はですね、その時点では、建物は考えてないでそういう高名な学者がですね、そういうことを言うとみんなもう自分らよりも発信力あるというようなことで、あくまで、その時点では高台避難だと、西伊豆中学、仁科小学校については少なくともそうだったと思います。

それから、賀茂中、賀茂小の生徒もですね、避難路として、避難場所として適當かどうかわかりませんが、あの根岸洞だとかですね、あるいは本沢、まあこういうところを検討してそれなりの訓練をしていたと。ところが、平成 27 年 2 月ごろ、第 4 次被害想定これの津波高があの出てきた中で、浸水深に余裕があれば建物校舎で対応すると。これ文科省もですね、その 25 年 6 月の「改正災害対策基本法」これでそういうことを認めています。認めていますっていうか、例えば周辺に避難できる高台がなく校舎の屋上等に避難することを想定した場合、屋上は緊急避難場所と成り得るといような文科省のもの。それから、改正法そのものではですね、校舎の屋上までは限定していません。校舎の高いところっていうようなことで、まあこれで OK なのです。

ですから、変えたってことはですね、先ほどの町長の答弁にありましたけれども、現状のいろいろ法律あるいは想定、この中では精一杯の計画をしているというよな、答弁があったのですけれども、ただ私はですね、いろいろ考えるに、確かに、浸水深に余裕があるということとでそういうところは避難所に成り得る。それはもうそのとおりだと思うのです。しかし、やはり津波浸水域にある仁科小学校、それから西伊豆中学、これは裏にそれなりの高さまでいく場所があるわけですから、私はこれはですね、先ほどちらっと触れましたけど、実際には具体的な学校の避難場所には具体的な場所書いてないです。

あの要は、学校の校舎でもういいのだと安全なのだってことで、もうそういうことすらどっかに置き去られようとしているというようにしかちょっと見えないのですよね。安心しちゃってっる。ですからもう一度、私は町長が、従来から言っていたように、あくまで高台がベースだよというところをですね、例えばそういうように書いてあるけれども、最終的な避難場所はやはり山にしてもらいたいというようなメッセージをですね、もう一度出して欲しいなというように思っているわけですから、そのへん町長いかがですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 教育委員会指示してあるのはあくまでも高台ですよ。

高台避難ですよと、けども、時間がないとかいろいろな状況の中で、上山、高台行けない場合には、校舎も避難場所として適応できるということでもありますので、なにしろあくまでも最終的には、高台行く時間があれば、高台がベストだとように指示してありますので、そのへんは学校にもちゃんと指示してあると思います。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） そのへん私、学校の校長先生を2、3、ちょっとお邪魔してね、意見伺ったのですけれども、今町長が言われたような認識は、持っていないというように私自身は感じました。はい、今、地震、津波にしてもですね、これ中央の防災会議等で今まではもう予知できるのだということで、例えば、どこの学校の計画をみてもですね、これ東海地震の予知があった場合とか、そういうことを前提にこれつくられているわけですよ。ですから、これは毎年これ28年度って書いてありましたから、毎年更新してくのしょうけれども、もうぼちぼち、そういう見解が正式に出たのか出つつあるのかわかりませんが、もう予知はできないと。過去の経験に則った事例について予測はするけども予知は出来ないと、もうこういゆうふうな新聞にでかか載っているわけですね。そういう段階ではですね、やはり今町長が言われたように、あのもう少し徹底して学校に指示を出すべきじゃないかというように思いますけれどいかがでしょう。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 確かに計画書につきましては、予知の部分が大部分かと思えます。ただ、地震発生時についてもですね、それぞれの計画書には記載がございます。山への避難等については、仁科小、西伊豆中については、山への避難ということもですね、記載のほうには載っているところでございます。

ただ、賀茂小、賀茂中については、なかなか適当なところがないということで校舎、まずは校舎への避難。より早くより高くということで学校へは指示をしております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 山への避難という文言載っています、確かに。ね、けど私、前回の質問の中で、西伊豆中学の裏山の避難路の整備。これは、今例えば、加藤議員の前々回の質問の中で、幅が狭いとか、採石だからすべりやすいとか、手すりを単管パイプにしてくれだとか要望がありました。それを、やはりしてあげるべきじゃないかというように私も思った

のですけれども、その時の町長の答弁がですね、近くに浸水し安全なしかも浸水深に余裕のある建物がある。避難道の整備は必要ないと前回答えています。

前回の議会だよりも私の一般質問の中でそういうように載っています。

これは当局含めて、回覧しているはずですから、それと議事録をもういっぺん見ましたけどもそうになっています。これとはちょっと整合性がないのではないかと思いますけれど。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 先ほども言いましたように、その裏山に逃げるっていうのは時間的な余裕がある時です。緊急の場合ではありません。ですから、先ほど、今高橋議員が読み上げたような答弁を私はしたと思います。西伊豆町中学校でも屋上に上がると6メートルぐらいだっけ。余裕高。

[発言する人あり]

町長（藤井武彦君） 余裕高

[発言する人あり]

町長（藤井武彦君） 屋上まで上がると5メートルぐらいの余裕があります。これせり上がり等を見ましても、十分な安全は確保できるとように私は思っておりますもので、それ以上の安全をやはり確保するためには、山に逃げてくださいと時間がある時にはそういう事でありますもので、避難場所として、屋上は場所としての適応性は十分あるとように認識しております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） だから私も屋上はあの今のいろいろルールなり、想定でいけば、これ十分に避難場所に成り得ると思っています。ですけれども、今緊急の場合だとか、何とかありますけども、例えば、賀茂中で聞いた、聞いたのですけれども、賀茂中の3階これ地元の人も逃げてるよと、ね。そしたら、校長先生は、ここは、生徒のために確保しておきたいと、これ賀茂小の生徒も、賀茂中の生徒も校舎の3階の音楽室に逃げるわけですよ。だから、これを生徒のために確保しておきたいのだと。

だけど、考えれば下月原地区ってのは、かなり高齢化、若い人もたくさんいるかわりに、いわゆる昔の郷村っていう部分には、年寄りが結構居るわけです。この人たちの避難先ってのは、もう逃げられない人は、住民防災センター。ここもなんとか、高さが確保できる、安全な建物。それからもう1つはやはり賀茂中ですよ。その人たち、避難路がないからやっ

とそこまでしか来られないですよ。ですから、前回の質問の中で、下月原の避難路はどうなっているのですかという質問もしました。やはり私は、安全なそういう建物がある浸水深に余裕のある建物ある。でも、選択肢として、さっきの津波避難計画ではないですけども、個別に、どこの道路をとって、どこまで逃げられるとかこと考えたら、あそこに避難路って必要だと思うのですよ。でも、遅々として進まない。

やはりそれは、どっかで、その方針が、こう、ぶれているなり、取りかたがこう違うなりあると思うのです。質問からちょっとあれですけど、ぜひ私は、その下月原区の避難路ってのはやるべきだと思うのですけれども、これ質問にありませんけどいかがですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 学校の対応ですか。私校長と話ししてみます。本当に、中学生、小学生だけの、小学生かの避難でいっぱいなのか。3階が使えないのか他に。そういうのはあるうかと思えますものでね、どのぐらいは有るのか無いのか、そのへんをちゃんと調べた中で返答したいと思います。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 私はある程度時間がある時が、校舎の3階、それから緊急事態の場合にはその、高台、山っていう話されましたけれども、私は、中学の校長にも言ったのですが、中学生ってのは体力があるのですよ。そしたら、中学生ってのは、ある5分なり、7分なり、許される時間があるのであれば、これは、大久須、神田。高台へ走る。校長は、おそらくこのへんの人たちは、いざとなれば車で逃げるだろうと、そうすると交通事故の心配があるとか、もうおっしゃるとおりなのですよ。だけれども、やはり一番体力のある遠くへ逃げられる、高いところへ逃げられる人間が、先に逃げるとというのが、基本だと思うのです。

町長が、校長なんかと話をしてみるっていうことですからね、そのへんの話し合いの結果、またお聞かせ願えたらと思います。私がなぜ、こういうことを言うかっていいますと、これ、28年11月に、青少年の意見体験発表会がありました。この中で、残念ながら、土肥高のね、生徒。確か流矢さん。この方の発表がその人欠席だったので、発表がされなかったのですけれども、町長はこの発表、どんな内容か、存知でしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 昨日局長から、こういうプリントいただきましたいいと。読んでおりません。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） この方はですね、東日本大震災ボランティアで、この夏休みに、そこに行ってきたという中でね、やはり、陸前高田、ここで、想定を超えた想定をすることが、大事だというそのボランティアからの話だとかそういうものを聞いて、やはり自分がこう体験として出てきたわけですね。ですから、例えば、確かに浸水深余裕ある。でも、下から、津波がせりあがってくる、これの恐怖ということを、この子も想定して、ここまで来ないから大丈夫だという想定。あくまで想定っていうのは、いろいろなこうデータを元にしてこうはじき出した数字ですから、想定外のことってのは、世の中、いくつもあるわけですね。ですから、想定を超えた想定をしとくっていう心構えは、各個人個人も必要だし、そういう意味では、例えば、さっきの大川小学校じゃないですけども、いろいろな責任を、言葉悪いですけども、転嫁するためには、やはり想定を超えた想定もね、どこかにしておかなければ、いけないと。それがもうさっき言ったように、非常にお金がかかるとか、こういうことだったら別ですけども、今やっぱり避難道を作ることで、お金が掛かるっていったどれだけの方が文句を言うかってこと考えればですね、やはり避難路の整備ってのは、高台避難の道路の整備ってのは、これからも、積極的に私はやってもらいたいと。ほとんど今、出来ているってことじゃないかという町長の答弁前回ありましたけども、いや私は必要なところにまだまだ、造っていくべきだという見解をしているのですけれども、そのへんいかがですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 要望は来ているのは今下月原かな、宇久須のあすこはきていますけれど、他のところについては、今避難道の要望は来ていませんけれども、下月原のやつにつきましても果たしてあすこがいいのか、今検討しております。あすこ山道を登る、今言われたようにね、登り、緊急の場合あすこでいいか、それとも学校までこういあの道路を少し登れば、浸水域から外れるじゃないかな。それとか、三滝の方ですか、ああいうところへ行った方がいいのか。いろいろ距離数等を計りまして、今検討している最中ですのでもう少し待ってください。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） わかりました。これも、だからさっきちょっと紹介しましたが、松崎町みたいにね、津波避難計画、これの中で、いろいろなシミュレーションすれば、出てく

ることですよ。ですからここ、1年、2年のうちに、津波避難計画を作る中で、やはりそういうことも考えていってもらいたいとこれは要望しときます。先ほどもちょっと出ましたけれどもね、町政懇談会でも、町長は過去の災害の言い伝えを反映させたいと、それから、各地区の区長さん方と過去の災害について、懇談会として話を伺うと。これ、そういう伝承、言い伝えあるいは歴史検証、こういうものを、そういうものにこう織り込んでいくっていうのは大変必要なことだと思うのです。

例えば、これ私、信憑性わかりませんが、安良里は波切り不動、ここは標高12メートルって書いてありました。ここまで、津波の先が来ましたよとか、宇久須は川を遡って宇久須神社まで、その波先が来たと、こういう言い伝えもあるわけですよ。ぜひこういう、昔からの言い伝えだとかそういうものも入れ込んで、さっき言ったように津波避難計画等ですね、きっちりした、やはりみなさんがこう安心、安全、やはり、役場もここまで考えてくれているのかと、俺らもやはり真剣にそういう避難をしなきゃ、あるいは、いかんという気持ちですね。昨日、一昨日あたりのその避難訓練みていたら本当にだらけています。こんな訓練にも何にもなんないというような訓練をしているわけですよ。もう緊張感がなくなっているわけです。ね、今もう何時になるからぼちぼち出ようか。こういう訓練ばかりやっていたって、僕はいざって時に、役に立たないと思うのです。確かに、基本は大事なのです。だけど、そればかりやっていると、何もたたない。

町長がよく言う臨機応変。臨機応変ってのは、いろいろな、訓練をやってその中からいざって時に自分が一番正しい選択を出来るように、選べるように、日頃から訓練しとくってのはこれ臨機応変。その時に役立つわけですよ。ですから、そういう事もこう入れて、いろいろな防災に関して真剣に取り組んでいただきたいということで、2番、大きな2番終わりたいと思います。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 今、その大きな2番ですけども、それは、住民の皆さん方にもそういう、実際ですか、自分の命は自分で守るということを心がけてくださいというお話はしておりますし、又、この前の訓練のあと、いろいろ町の中で反省をいたしまして、次にはこういうことも、取り入れて訓練やったらどうかというような話もしておりますし、ここで本部を立ち上げますけれども、これがもしも、仁科地区で、ここで、本部が立ち上げられない時はどうしたらいいか。では田子地区の田子の公民館ですか、あすこは、出張所は、津波の被害

を、山崩れの無いから、あすこを使うことは出来ないかどうか、それを使うためには電波がどうか。そういう検査した中で、もしあすこでできるようであれば、その訓練も必要だろうという事でそこでもやってみよう。それでまた、津波等が収まったあと、この3階が対策本部になりますけども、3階まで登ってくるのは大変だから、有る程度片付いて、その駐車場ですか。あすこで、本部が立ち上げられるものであればそこでも立ち上げてもいいじゃないかと、そのためには、情報ですか、その伝達ができればどうか。その訓練もやってみようというようなことでいろいろなものを想定した中で、訓練のための訓練でなくて、実際におこった時にどういようになるか、それを念頭に入れて訓練をやるよということて指示したばかりでありますから、今高橋議員がおっしゃったようなことも、やっていきたいように思っております。

議長（堤 和夫君） 質問中ですが、暫時休憩します。

再開は午後1時です。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） それでは、3番の台湾澎湖県について、まず、観光交流についてお伺いします。我々は冒頭で言ったようにですね、10月に、台湾訪問したわけですがけれども、訪問するまでには、いろいろなこう紆余曲折ありまして、世間ではその政務活動費ですか、調査費ですか。これの問題だとか出張問題があったっていうのも影響のひとつにあったと思うのですが、4月にチャーター便で行くという話が流れて、ようやく10月にこう決まったわけですがけれどもね。4月の件を受けて、よくよく考えてみますと、今美しい伊豆創造センター。これが、伊豆はひとつということていろいろなこう取り組みをしているわけです。この中で、伊豆観光推進協議会、観光部会の中にそういうものを作って、伊豆はひとつを売り込んでいくのだからというようにやっていますけれども、そういう事を勘案してもですね、なかなかそのチャーター便が流れた。今回行ったのが、伊東市、あるいは、東伊豆、南伊豆は、目的がちょっと違う格好でこう行ったのですが、非常に美しい伊豆創造センターの中

の協議会の足並みがもうひとつ揃ってないのかなというように感じたのですがそのへんは
いかがなのでしょう。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） やはり各町によって、理解っていうですか。目的があろうかと思
いますもので、なかなか足並みをそろえるのは難しいと思いますけれども、それでもやはり
折角ああいう組織を作ったのですから、出来れば足並みを揃えてやりたいというのは本音で
ありますけれども、ですけど私たちが、逆に何かの事業についてこれは西伊豆町にとっては果
たしてプラスかって考えたときに、これはマイナスだろうと思ったら、遠慮するとようなこ
とも意見も言わなきゃいけないと思いますけれどね、全部美しい伊豆創造センターの中で決
まったことは全部いいと各市町に最適なものというには考えておりませんが、意見は
言って決まったことには従うという方針で、進めていきたいと思ます。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 美しい伊豆創造センターも始まったばかりですからね、将来どうい
う状況がうまれてくるかわかりませんが、折角、伊豆はひとつで7市6町プラス2です
か。これが集まったのですから、そのへん、ぜひ時代を先取りしてくっていいのですかね。
そういう施策で、実践してもらいたいと思ます。例えば、各市町で、こういろいろな観光
交流についてこう取り組みしている。新聞で読みますと、例えば南伊豆町は、そのふるさと
納税の返礼感謝券。これを広域化するというので、今年9月から、それをやっています
ね。8市町。130事業者の協力を得て、伊豆半島の南部、これは周遊型で使えるというよ
うなこともやっていますし、あるいは、伊豆半島景観協議会。これ、昨日か一昨日の新聞載っ
ていましたけれども、伊豆半島13市町の観光関係者が集まって、美しい伊豆、美伊豆です
か、景観をどうするかという共通項を決めていこうってこういうような会議も開かれてい
るみたいですね。ですから、いろいろなこういう機会を、通じて今町長も言いましたけども、やはり、
それぞれの市町それぞれの思惑はあるのでしょうか、最終的には、観光交流ってのは、
観光立町である西伊豆の必要だということで我々も理解したいし、今回残念ながらいけな
かった議員さんもですね、そのへんは、行かないとなかなか、いろいろな場ですね、そうい
う意見なりあれば言えないと思うのですよね。ですから、僕はあの百聞は一見にしかず
って言いましたけれども、最終的にはそれは、つらつら行けばですね、最終的には一過、つまり
成果を出さなければいけないというところにこう繋がってくるわけですのでね、ぜひそのへ

ん私は理解をしていきたいというように思っています。それはそれで、終わりますけれども。トップセールス、これが2015年5月に6市、6町の首長さんプラス観光担当者が25名。これトップセールスで行っています。それから、2015年去年10月にはですね、我が議会の議長さんも行きまして、具体的な話は、個別には無理だけれども、次の足がかりにするのだという報告もありました。そういう意味で言えばですね、そのトップセールス以降、今年のトップセールス以降、地元の観光協会あるいは地元の商工会。こういうところがですね、澎湖県なり、台湾とのそのいろんな交流とこういうもうのがそういう機会があったのでしょうか。議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） 今年トップセールスの時に地元の業者の方にも行ってもらっております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 地元の業者っていいましたけど、どいういう業者で何名ぐらい行きましたか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 私が去年11月に行った時に、向こうから行く前に、その前に台湾の方が来た時に、あのいかす、ありゃあ、なんだっけかな、

[発言する人あり]

町長（藤井武彦君） 海賊焼きを、向こうもイカの産地、イカが採れるということで海賊焼きのレシピを欲しいという要請がありました。要望がありました。そこで、それをやっている会社の方に一緒に行ってもらって、その、レシピですか、私達、いろいろな交流をしてその作り方等を教えてきたというような業者であります。その時に、観光協会長、商工会長も一緒に行っていて、セールスですか。そういうのをやっていただいたというような経緯があります。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） そうですね、確かにイカはよく採れそうだなあというふうな雰囲気ありました。それと、やっぱり、ジオですね。ジオのためには非常にこう見応えのあるといえますか、そういうのが見られましたのでね、いろんな観光協会、商工会だけでなく、ジオの人たちも含めてね、やはり、先ほど言いましたけれども、こう顔をつきあわせていろいろな話をする事で交流を深めていただきたいと、こういうふうに思います。

先ほど、ちょっと答弁ありましたけども、4月14日全協の時に、西伊豆町民が澎湖県を訪問した時には、補助金、これを出すということですけども、これらの広報を見た覚えがないのですけども、どういうところで宣伝していますか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） まだ要綱は、案が作ってありますけれども、交付してないものですか。今交付するばかりになっております。これは、要綱でいいそうですから、議会の議決はいらぬのですけども、この前話したように議員さんに話ししてこういうものをやりたいということで今、交付するばかりになっておりますので、それが出来次第広報でお知らせしたいと思います。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） わかりました。そういう事であれば、おそらく来年度の予算にね、そういう枠組もどこかに出てくる可能性があるというように理解して、理解します。台湾、あるいはその澎湖県、この交流ですけども、まあ交流そのものをはじめること自体は、ちょっとしたきっかけがあれば、これは比較的容易に交流ができると。その1つのきっかけがやはり、2011年東日本大震災。これで、台湾から、多大な支援を受けたとこういうな影響も、1つ、なんていうのですかね、増える原因になったと思うのですけども、私がちょっと調べましたら、これ、日本の李登輝友の会の調べですけども、西伊豆町が2015

年11月に、澎湖県と姉妹提携、姉妹公園ですか、これの提携結んだ時が、日本と日本の自治体だとかそういう団体と台湾と結んだ43番目ということです。43番目。ところがそれ以降ですね、毎月のようにいろいろな都市の姉妹提携があって、現在、2016年9月現在で、都市交流、姉妹都市交流ですね、これが、56組。ここまで増えていると。ほとんど毎月、1件ぐらいの割合で増えてきていると。ただ、先ほども言いましたように、交流そのものを始めるのは、比較的簡単にいくのですけども、やはりこれは継続してその効果を出してくというのは、あの容易なことではないと思うのですよね。そこで、いろいろな市町がですね、具体的なそのテーマを持って交流をすすめていると。インバウンドあるいは学生交流、企業誘致。

こういうものってのは、お互いがウィン・ウィンの関係を持つ共通点を持つってことが1番大事なことだと思うのです。その中で、例えば南伊豆町は、交流事業推進宣言書ってのをむすびましてね、来年2月、台湾の高校生が70人、滞在すると。それから、10月に我々とは行程が違ったのですけども、その関係で、台湾訪れているわけです。それから、東伊

豆町はこの前新聞載っていましたが、台湾のゴルフツアーを誘致。だから自分らも行って、十数名が一緒にプレイしていると。いろいろな切り口、いろいろなテーマで、こういう交流しているわけです。その中で、西伊豆町はですね、中学生の交流事業。これを、今年度から始めた。私はまあ非常に素晴らしいことで、実際に青少年意見体験発表会でも、その時の彼らの嬉々とした姿もこう映し出されました。添乗員じゃないね、付き添いで行った教育長だとか局長も非常にこう楽しそうにやっていたけれどね、非常にこういいことだと思うのですよ。それは、もちろん経済効果だけでなく、やはり、大事な西伊豆町でこう育った子どもたちがですね、やはりそういう格好でまだ若いときに、海外のいろいろな文化だとか、歴史だとか、こういうものを知るっていうのは非常に大切なことだと思うので、町長、この前ちょっと話したのですけれど、やはりこうじっくり時間をかけてこういう交流をですね、未長く繋げて行って、やはり最終的などこかで、そういうのが見通しで返ってくるという方針でいってもらいたいなと思うのですけれども。

この中学生交流について先ほどちょっと町長からの回答、答弁ありましたけど、教育長なんかはどういうように考えていますか。

議長（堤 和夫君） 教育長。

教育長（宮崎文秀君） はい、私も4人の中学生と一緒に同行させていただきましたけれども、4人全員が海外旅行も始めてで、飛行機に乗るのも3人が始めてというような中で、入国審査からいろんな手続きも各自自分達でやりますので、本当に成長できたなど。特にですね、帰りの飛行機の中でも、感想聞いたりしたところですね、もっと世界を見てみたくなったとか、外国語、英語の必要性身をもって痛感したとかっていうことで、具体的にですね、やはりその世界見ることで西伊豆の良さも知ると両方のことを知れることが出来たということで大変有効な事業であると思います。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） まさにそのとおりじゃないかなという事です。ですから、先ほど繰り返しになりますけれども、やはりいい形ですね、今度は、向こうからの人を迎える計画もあるように聞いていますので、そういうものですね、これからも勧めていってほしいという要望をしまして私の一般質問これで終わります。

どうもありがとうございました。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 1つここで言っているのかどうか分かりませんが、付け加えさしていただきたいのは、今台湾から今中学生がこちらへ来る予定になっております。

計画立っております。その台湾では、そのここに来るに当たって澎湖県は、エージェントですか。旅行業者に、入札でやっているそうです。受けらして。20人ぐらい来るだけか。

[発言する人あり]

町長（藤井武彦君） 14、14人来る、その旅行を入札で受けらしてやってういと。そうしますと、エージェントは安いとこ。西伊豆町に限らないですよ。今計画しているのは、土肥を計画しています、エージェントは、なんでかというとやっぱり予算ですってなると、折角来てくれるので西伊豆町へ泊まらない研修ではなんにも意味がないものでね、それを今向こうと詰めてどのくらい本当にその予算の差があるのか。千円、二千元、1人ねあれば、14人であれば、5泊しても、10万、15万ぐらいで済むだろうと、それだったら、町がある程度負担してね、西伊豆町へ泊まっていたとかないうような方法も必要じゃないかと、ようなことも今教育委員会と話をしているのです。これまた議員さん方の同意が得なければ、出来ませんが、早く返事してやらないと向こうも予約の関係があったりするものですから、大変なのですけども、早くしなきゃいけないのですけれども、やはりそういうとこ、私達と向こうと違っているところですか。折角来てもらうので本当にその西伊豆町へ泊まっていたら、土産とかなんとか買い物等でお金を落としていただくというようなこともあるものですからね、出来るだけこへと泊まってもらうような方法をとりたいというに、やはり議員さん方の了承ですか、必要ですので、ぜひそのへんはご了解願いたいと思います。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 私は今の、大賛成です。何とかして、やはり西伊豆町に泊まっていたと、これが、更に、新しいあるいは深い交流に繋げてくれるポイントだと思いますので、そのへんについて、正式な話があれば、私はぜひそうしていただきたいというように思います。

どうも、ありがとうございました。

議長（堤 和夫君） 3番、高橋敬治君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時15分

芹澤孝君

議長（堤和夫君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告7番、芹澤孝君。

2番、芹澤孝君。

[2番 芹澤孝君登壇]

2番（芹澤孝君） では、通告に従いまして、

1、成年後見制度の事業について。成年後見制度の予算措置について。国が求める事業への取り組みについて。

民生委員の定員不足について。順次、質問していきたいと思います。

先ず、成年後見制度の事業について。知的及び精神的障害者については、成年後見制度の利用促進を図るための事業が平成24年度から市町村の必須事業となり、当町でも、平成27年に「成年後見制度利用支援事業実施要綱」が整備されました。一方、高齢者の認知症が、年々増加していくことが予想されていますが、独居、核家族、経済的負担のために親族による成年後見が困難なケースが多くなっています。成年後見制度の利用者は増加すると今後増加すると見込まれます。平成28年度予算で初めて、成年後見制度助成金が高齢者及び障害者とそれぞれ予算措置されましたが、現在の成年後見制度利用支援事業の実施状況はどうなっているのでしょうか。

次に、成年後見制度の予算措置について。成年後見制度利用支援事業では、高齢者用は地域支援事業の任意事業。障害者用は、地域生活支援事業の必須事業に別れ補助金の内容も変わります。また、後見人に対する報酬の有無などにより予算に影響を与えることとなりますが、成年後見制度に関する事業に対してどのような考えで予算しているのでしょうか。

3. 国が求める事業の事業への取り組みについて。

国は、市民後見人の育成、法人後見の立上げ、成年後見制度の普及、啓発を求めています。これらに対する取り組みは、どうなっているのでしょうか。

次に、民生委員の定員不足について。民生委員の不足は、常態化していることが全国的に

問題となっております。当町でも現在、民生委員の定員が完全に満たされてはいません。民生委員の定員は世帯数に応じて決められ、当町は、世帯数の減少が進んでいますが、高齢化率県内1番であることを勘案すれば、民生委員の必要性、重要性は、高まる一方であるのに、民生委員になり手がいないため、地区によっては定員を満たしていません。定員を満たしていない現況の打開策は求められていますが、町の考えは何かありますか。

はい、以上です。

議長（堤 和夫君） 町長。

[町長 藤井武彦登壇]

町長（藤井武彦君） 芹澤議員の質問にお答えします。

1番目を成年後見人ですか。これにつきましてでありますけれども、実施状況でありますけれども、現在のところ、障害者の関係で1件ありました。それと予算はどう措置しているかとありますけれども、今年度は、町長申し立てによる公費負担は高齢者、障害者ともに2件程度想定し、4万円を申し立てに関する費用として計上しております。

3番目、成年後見人制度の普及啓発、取り組みですけれども、広域連携の1つとして、今どうしたら実施できるのか、どういうものが実施できるのか調整中であります。

大きな2番目の民生委員の定員ですけれども、他の区域を担当する委員の方がたに協力を得ながら、実施していくというのが、現状でありまして、これは、芹澤議員がおっしゃるようになってなんとか、定数に満たすような人を確保したいのですけれども、なかなかそれができないというので今苦慮しております。

以上で壇上での答弁を終わります。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） まず、「成年後見制度利用支援事業実施要綱」ですけれども、この要綱は高齢者と高齢者用と障害者用、障害者両方に適用できるわけですね。それで、この煩雑な手続きを町長申し立てによって、町が申請手続きの代行してくれるって、それでなおかつ申し立て費用及び後見人報酬も助成されるということですね、対象者にとっては大変、有意義な要綱なわけですけど、当町での、要綱の施行は27年7月なのですね。しかしですね、これ障害者用については、この平成24年4月にすでにこれ、必須事業とされているわけですね地域生活支援事業の。そうしてね、静岡県内で見るとこの、町ってのは11あるわけですけど、その中でね、最も遅い町でも、この要綱、要綱関係に対して施行しているのは、26年6月に

はもう1番遅い最も遅い町ですよ、それでももう26年6月には施行されているというわけです。それでなおかつ、当町は、必須事業から3年も経ってなおかつ、1番遅くなったね、このなんでこんなに遅くなったのか。要綱、施行が。

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） はい、必須事業としては、理解しておりましたが、障害者利用の観点のほうからみて、利用する対象者候補が関係者の方がたから正式にあがってきておりませんでした。その中で、高齢者を含めた要綱を検討しておりましたので、27年4月という施行になってしまいました。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） いや、対象者がいないってということじゃなくて、これはもう24年4月にもう、国からこういう事業をやりなさいって言われたわけでしょう。それ対象者がいないってということではないと思うのですけどね。

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） 確かに、芹澤議員のおっしゃるとおりなのですが、その時点で、申し訳ありません、まだ必須事業というところで、いろいろ検討していて、また遅くなったということです。すいません以上です。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 午前中にも高橋さんの意見にもありましたけど、町長も言っておられましたけれど、これは職員の意識改革っていうかね、そういうものに対する、問題なんでも意識の低さが関係してるのじゃないかと。それでは次にですね、この要綱は平成27年に、施行されましたがね、それ以前に後見制度のこの潜在的なニーズはあったように思われますけどね。それでこの要綱施行が遅れたことでかつこの後見制度が周知されていなかったって事は、大変残念なことですけどね。それでこの制度利用の申請がないってということね、今言われたように、対象者がいないって言われたけどニーズが無いってことじゃなくて、潜在する対象者を、積極的に把握するってことがね求められると思うのですよ。そのために、このセーフティネットを構築するっていうこと考えられますけど、町としたらね、潜在するニーズ、潜在潜在するニーズ者をどのように、見落とさないで、救済漏れを防止するとかそういうことにする対策は考えているのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 町のほうでは高齢者訪問としまして、75歳以上の独居世帯とか、夫婦の世帯。そこを高齢者訪問で臨時の職員がまわっております。そこで、おかしいこと等に気付くとケース会議といいまして、包括とか、あと保健師、関係者が入ってそこについての対応等あと今後の方針等を決定するような会議を行っております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） それは、漏れなくも西伊豆町今、あれですかね、こないだ資料によると650名以上の独居老人がいるってことなのだけ。これ650名以上、650名の独居老人のこの方も漏れなくまわっているってことでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 独居老人でも、介護認定者とかですね、している方がたはケアマネさんが付いていますもので、それ以外の全くの独居とかその、そういうサービスの提供受けてない方を対象にしまわっております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） その点また、後でちょっとやりたいと思いますけれど、では、具体的な質問としてね、例えばこの身寄りのない認知高齢者、それで家族の支援が期待できない認知高齢者ですか、この方がね、特養の順番がまわってきた時ですね、入所の順番が、この本人の判断力に問題があるわけですね、こういう方は。その場合後見人が、代理として契約を結ぶことになりますよね。その場合この入所に際してはね、後見人がもし準備できてないってかいなかった場合入所はどうなるのでしょうかね。待たされるのか。すぐ入所できるのか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 今、うちのところには措置の関係で特別養護老人ホームに入所している方はいません。仮にあったとした場合、平成12年度から介護保険制度が導入されて、介護サービスの提供の仕組みってのが措置から契約に変わっております。その中でやむを得ない事由による措置のサービスっていうのがあります。これ町が職権で行う事ができます。その場合例えばその認知症が強くて全然、その判断能力はないとか、そういう方につきましては、仮にあった場合は、措置として職権で、特養等に入所させることができますが、その後、やはり契約が前提になってきますので、成年後見制度の活用とか家族支援等の必要な働きかけて格好で、施設のほうまた町の方で行うような格好になってきます。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） では、もしその後見人がいなかった場合は、町の措置で入所、即入所できるってことでいいのですね。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それはできるではなくて、できずともできると。することもできるですよ。それはもう完全に出来るということではなくて、いろいろその相談しながら、町がそういうことを措置できるってことですから、そのへんは、完全にできると、法的にはできるがだから相談しながらやるってこと全然ちがいますから、なんにもその拘束力ありませんから、そのへんは、誤解のないようお願いしたいと思います。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） では、次にですね、この要綱ま折角作ったのだからね、作ったのだから折角作ったって、これからこの要綱をどんどん使って、擁護、擁護権利してかなきゃ弱者っていうか、認知症高齢者とか、障害者の方保護するためにね、この要綱どんどんつかって、対象者の方を、救っていかなくちゃいけないわけですけど、この要綱のニーズをということで考えたとき、現在当町からですね、養護老人ホームに7人の方が入所して保護措置として1,300万円約、使っているわけですね。しかし、これが養護老人ホームの場合は、契約ではないから、措置だから入所できる。しかし、これ入所が長くなってね、介護サービスを受られるようになった場合は、介護、後見人が当然契約することになると思うのだけど、こういうケースは7人の方の中にまだに発生してないのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 今現在賀茂老に入っている人におきましては発生しておりません。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 今ではあのう養護老人ホームに入っている方はでは介護サービス受けてないってことでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 基本的に養護老人ホームに入っている方が、判断能力があって、どちらかというとその金銭的な面とか、あと環境によって、1人で生活できるのができし1人で生活するのが大変っていう格好で措置入院を、措置入所をしております。例えば賀茂老あたりですとその外部の介護サービスってのを入れております。入所している人は自分

で判断できますもので、自分で契約書とかにサインして、訪問介護とかのヘルパーを入れることは可能となっております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） だから今は、判断力があるけどでは今後はね、体弱ってって認知症に、そこ終の住みかになるわけでしょ。養護老人ホームが。そうするとだんだん、弱っていったね、判断力無くなると、そういう場合は、ではどうするわけですか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 養護老人ホームには基本的にその介護職員って人がいません。介護が、例えば介護4とか介護5とか、そういう状態になってきますと、養護老人ホームから病院へと移ったとか、特養へ移るってことはあんまりないと思いますけれども、そのような格好になって、養護老人ホームからは、退所するような格好になってくるかと思います。

[発言者する人あり]

議長（堤 和夫君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時38分

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） すいません、今のは町長申し立てにつきましてですけれども、先ず、親族。町長申し立ての場合は、基本的に、2親等以内の親族が、意思を確認すれば足りる取り扱いになっていきますけれども、2親等の以内の親族がない場合であっても、3親等または4親等の親族でも申し立てをする人がいれば、市町村長の申し立ては行わないことが基本ってなっていますもので親族が全くいない人が、その町長申し立ての対象となります。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 今その申し立てがどうのこうのってことじゃなくて、養護老人ホームに入っている方が、そのね、ゆくゆくはこの要綱を使うことになるのじゃないか、使うことになるのじゃないかってこと聞いているのですよ。この文を賀茂老人ホームのホームページにも書いてあるわけ、もう。後見人制度外部から介護サービスを受ける場合は、契約して介

護サービスが受けられるってこと、

議長（堤 和夫君） 芹澤議員に申し上げます。

質問がなにを聞いているのかちょっと、よくわからないですが、どういう事を聞いているのか、明確に質問してください。

2番（芹澤 孝君） そういうことは、ケースが、後見人制度を使うってことになるのではないかってことを聞いているわけですけど。さっきだけ課長は、その弱ったら、もうそこから病院にいくってことを言われたから、

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） これは困った時には本人の意思、それによって判を押したり、署名していただくのが1番先です。それで、それができなくなったら、親族の方が、代わってやると。どうしてもそういう方がいなくなった時は、町に申し立てれば、後見人ですか、そういうもので私は、後見人になって行くと、いうことで、それこそ本当にケースバイケースで、どのような格好になるかわかりませんが、もし、そういう身寄りの方がいない場合には、後見人が私になっておれば私がやらなきゃいけないように思っております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） このだから措置入所ってことは、もう身寄りがいないってか頼る人がいないから措置入所でしょ。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 措置入所の場合は、今おっしゃいましたように身寄りがもうないって格好で入るような格好になっております。

議長（堤 和夫君） はい、芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 今町長がさっき言われましたように、最後に身寄りが肉親が頼れなくなったら、後見人にいくって言いましたけども、入った時点でもう頼る人がいないわけですよ。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 本人の意思はどうなっているですか。本人の意思でそれは署名できればそれでいいわけでしょ。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 後見人ってのは、判断力がない人につけるのですよ。本人に意思は当

然ないわけですよ、そのもう弱った時は。

[発言する人あり]

2番(芹澤 孝君) はい、議長

議長(堤 和夫) 芹澤孝君。

2番(芹澤 孝君) では、今、養護老人ホーム賀茂の場合は、そういうケースは発生してないと。要綱を扱うような状態がね。はい、わかりました。それでもう1つと聞きたいと思うのは、この養護施設にですね、入所に際して身請け保証人ですか。それと身元引受人がね、求められますよね。そういう場合この後見人は権限外なのでならないってことにされているわけですよ。またですね、後見人、また別の件で、後見人は、法律行為の代理しかできないため本人に代わって医療行為の同意ね、拒否を行うことはできないってことになっているわけですね。しかしこの中には、後見人が身元保証人になったり、医療同意も緊急の場合はできるっていう情報もあるのですよね。これちょっとまあ、いろんな情報があって、わかんないのだけど、これこのことはもう後見人制度の問題点とされているわけですよ今のところ。今年施行された「成年後見制度利用促進法」でもね、今後は医療や看護に関する後見人の権限拡大を検討するとしてこの明確なしがなされたなされなかったわけですよ。しかし今現状としてはね、後見人の仕事がですね、この財産管理よりね、さっき言われた診療看護のほうは高いわけですよ。今ね、現状。これからも認知症は、増えてどんどん診療、看護への後見人が増えるってことが予想されるのだけど、まあ、今後ですね社協今、法人後見を取ろうとしているってことを聞いていますけれど、社協は、今後法人後見人となった場合ですね診療、介護を主として事業を行っていくっていう場合ですね、町の意向は当然反映されると思うのですよね。その場合ですね、この社協によるですね、法人後見人はですね、身元保証人と医療行為の同意については、どのように対処するべきか。

議長(堤 和夫君) 健康増進課長。

健康増進課長(白石洋巳君) それにつきましては、国とか裁判所の見解に従うべきものと考えております。

議長(堤 和夫君) 芹澤孝君。

2番(芹澤 孝君) では個人的にはどう思いますか。

議長(堤 和夫君) 健康増進課長。

健康増進課長(白石洋巳君) 私も国とか裁判所の見解に従うべきものだと考えております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） まあ、緊急入院してね、認知症のかたがね、病院緊急入院してそれでもう、後見人なから当然、病院に呼ばれるわけですよ。その時、では、手術するから、同意してくださいって言われた時ね、どうしますかね。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） そういうことは、その場でやって緊急をその場で対応しなきゃいけないでしょう。ここでどういうようにするああいうようにするじゃなくて、その病状を医師医師との話し合いの中で、早急にそういうものを必要、保証人ですか、そういう人がいなければできないってあればやはり後見人がいなきゃいけないでしょ。ですけどそれは、はじめからそういうような、なるということじゃなくて、その場に行って状況に応じて、それは判断するという事しか今の段階では言えません。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 今後、社協はですね、法人後見人になった場合のやはりだからそういう場合も想定されるのだよね。その方向性を決めといたほうがいいのではないかってことですよ。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） これ私が後見人になればそういうよなことをやります。また、社協も同じようなことしか出来ないと思いますよ。今、こうするああするってことは、机の上の計画であって、現場の本当に一線ですか、現状じゃありませんから。それは、その時になってみなきゃわからないというのは本当の答えじゃないですかね。私はそう思います。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） では、次にですねこの、特養、特別養護老人ホームとか、知的障害者施設ですか。そこではもうこの入所される方のね、貯金通帳とか印鑑を預かりですね、金銭管理をすることが一般的慣習ってか習慣になっているわけですね。でも、これについても施設の不正使用があったとか、家族が通帳預かりを拒否したためにね退去を求められるとかそういうトラブルも発生しているわけですね。

この本人にね、判断能力があればいいですけどね、認知症高齢者の場合、介護サービスの使用料が適切におこなわれるかどうか、判断できない状態でそもそもこの金銭管理、契約のね、委任契約ってのを結んでいるとは言うのですけれど、どうなのだと思うわけなのです

よね。後見人制度のリスクもありますけれどね、本人の権利を考えるとですね、特養及び知的障害者などの施設などの、対象になる方はこの要綱を活用してですね、後見人が通帳、印鑑などを管理するのに切り替えてくべきじゃないか思うのですけれど、このことについてはどう思うのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それもやはりその時になって、親族がおりますから、遠縁になるんとかがあります。その方がたが拒否されて、誰もいないってのになればやはり後見人をお願いするしかないように思っておりますから、そのへんもやはり、どういう状況でそういうになるのか、今不正とかなんとかっておっしゃいましたけども、それは団体のなんですか、指導によってそういうことがないようにしていただかなければいけないように思っております。ただあの、要綱とかなんとか縛ってしまったら、なんにもできなくなるもので、やはり最後は、状況に応じていろいろな相談しながらやっていかなきゃいけないようには、私の考えであります。

議長（堤 和夫君） 質問者にもうしあげます。

質問は簡潔に、要点について質問していただきたいと思います。

芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 次に、成年後見制度のこの予算措置について、ですけど、平成28年度一般会計で初めてこの成年後見制度助成金としてね、障害者福祉で4万円、老人福祉で4万円が措置されたわけですけど、これはですね、この「後見制度利用支援事業要綱事業」を行うための、予算ということでもいいわけですか。

[発言する人あり]

議長（堤 和夫君） 待ってそれ予算だら

[発言する人あり]

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） そのとおりです。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） これですね。まず老人福祉の、成年後見制度助成金4万円は認知症高齢者のことを対象にしている、いいのね。いいわけ。となもしそうであればね、高齢者の場合は後見人、助成事業はですね、介護保険の地域支援事業の任意事業に位置付けられている

わけですね。だから、そちらの事業費にあの措置されるべきじゃないでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 介護保険事業の中のその任意事業のほうでも、その他事業として成年後見の事業は入っております。それにつきましては公費負担した部分が、国県で申請すれば、まあ何パーセントって格好で、戻ってくる格好になります。その代わり 65 歳以上の第 1 号の被保険者の保険料もその事業の中に入っております。今現在そのうちの町の介護保険財政もかなり厳しい状態にありますので、少しでも住民負担を減らすという考え方で、今回 28 年度につきましては一般会計の老人福祉費の方へと計上させてもらいました。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2 番（芹澤 孝君） では、この老人福祉のほうにまわすってことに別に問題はないわけですね。これを任意事業のほうから。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 特に問題はありません。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2 番（芹澤 孝君） はいわかりました。

では、あれですね、今 4 万円がね、4 万円という数字がどうして措置されたかっていうと、さっき町長言われたけれど、年間 2 人を対象にしたっていう数字なわけですか。そういうことですか。それじゃあわかりました。

しかしですね、この後見人報酬発生した場合ですね、在宅の場合、上限 1 月に 2 万 8,000 円ですか。それで施設入所の場合は上限 1 万 8,000 円を助成することになっているわけですよ。では、これは、盛り込まれてないのですけどこれどういう理由でしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 成年後見制度の場合は、例えば今年度申し立てを行いますと、そして決まりますと 1 年間、例えば、金銭の出納帳をつけたりとかいろいろ見たりして 1 年間の仕事をして、翌年度に、裁判所のほうで、いくらって格好で、金額をだしますもので、その報酬につきましては、来年度予算にあるようだったら計上するようになってくるかと思えます。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2 番（芹澤 孝君） はいわかりました。

では、ですね、今後この後見人制度をね、利用促進していくのにネックとなるのが、後見人の報酬なわけですけど、この町の支援事業で、今言われたように毎月上限在宅で2万8,000円。施設で1万8,000円を上限として、助成するってことになっているわけですから、なっているわけですけど、その条件の1つとしてですね、後見人報酬の支払いが困難と町長が認めたものとなっているのですけれど、この場合、この収入状態がどのような方が対象になるのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 町長申し立ての場合とかで生活保護者とか、その申し立てをすると生活保護に陥る人、そのような人が対象とこの事業の対象となってくるかと思われま

す。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 私の判断が間違っていたら課長、訂正してもらいたいけれども、それは生活できない人の場合だと思います。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 生活保護の場合は当然なのですけれど、これは、家裁の判断によるのでないですか。違うのですか。家裁が、その本人の収入状態がどうかを判断して決めるのではないの違うのですか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 例えば、その人の資産とか貯金等がどれくらいあるかは家裁のほうでは確認をいたします。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） だから家裁の方で確認するのだから、この収入状態を確認して、では、これは、上限1万8,000円なのだけど、ではこの収入状態だったら、半分、9,000円。では、この収入状態だったら、全然払えないから、0、ね。それは、では、家裁で決めるってことでいいわけですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 家裁がそういう判断した時に、後見人がそれは、蓄えがあるからそれで払ってくださいとか、もう生活それを、家裁が認めても、何かで、どういう理由が知れませんが、生活ができなければそれ対象にしなきゃいけないでしょ。

やはりそれは、芹澤議員はちゃんと調べて家裁が判断、調べた中で家裁がと言っていますけれども解っているなら質問しないでくださいよ。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 正確にわかってないから聞いているのです。それこの、町長が認めたってことになっているから、では、町長、町でその内規とか何かあるのかなあと思って聞いているわけですよ。

[発言する人あり]

議長（堤 和夫君） 内規とかなんかあるの。

はい、健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 要綱の中で対象者の条件でことであってあります。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） いやあ、要綱、収入状態がどのような人がだから対象になるかっていうこと聞いているわけです。生活保護者はわかったけど。そればかりじゃないでしょう。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） それ以外に先ほど町長が言いましたように、資産等が乏しく費用を負担することが困難と認められる者。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） だからそれを今どうやって具体的に判断するってことを聞いているのだけどではその判断材料がないわけですか、今、町には。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 町が決めることでなくて、本人が生活できるかできないか、それが優先すると思います。ですから、今言ったお金を払ったら、生活できなくなればやはりそれは、そういう、使って支援しなきゃいけないというに思いますけども、先ず、芹澤議員がおっしゃったように家裁が調べた中でどのような蓄えがあるのか、それをちゃんと、なんですか第三者が判断して、私達がそれを参考にしながらどうしたらいいかを決めるということじゃないですか。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） では、家裁が決めたことで、決めるってことでいいわけですね。

議長（堤 和夫君） 町長

町長（藤井武彦君）　そういうふうに言ってないでしょう。家裁が決めたことを私たちが参考にしながらいかに判断すると。いうことでいいが、課長。

[発言する人あり]

議長（堤 和夫君）　芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君）　家裁が決めたことを基に判断するなら、では家裁がきめたことに従うわけでしょ。違うのですか。

議長（堤 和夫君）　町長。

町長（藤井武彦君）　家裁がそういう判断したことを、貯金があんたはあるよという指摘をしたら指示したら、私たちはいま私たち調べた時はなかったと。家裁がそういう、調べたらあったといったら、それは、家裁の言うとおりには、あんたはこのくらいあるので、それそういうものを、利用したとか自分で払ってくださいと。家裁がいくら、私たちが調べた中ではできないものを家裁が調べればあるかもわかりません。ですからそれは、家裁のはんはんなんてがあれ、家裁はなあていうがだい結果が出た中で、それを私たちが参考にして、どういうにしたらいいかを判断するということであります。

[発言する人あり]

議長（堤 和夫君）　質問中ですが、暫時休憩します。

休憩　午後　2時00分

再開　午後　2時06分

議長（堤 和夫君）　休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君）　では、まだそのへんがよくなんですか、精査されてないっていうかいうことで、今後そのへんの基準をね、どうするかってことも内規あたりで、決めて欲しいと思います。次にですね、2012年に、予算に上げた、介護報酬と成年後見制度の高齢者部分の介護保険にもっていく部分は、一般会計に予算がふくらんでも、持っていて問題ないってことでいいのですか。

議長（堤 和夫君）　はい、健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） はい、それは、ないです。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 私がちょっと調べた中には、一般会計に高齢者の部分を持っていいってことは書いてないんだけど、それは、認められているのでしょうかね、だから地域支援事業の中の任意事業としてやりなさいよってことになっているのだけど。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） それにつきましては先ほど言いましたように、町が公費で負担した部分について、国、県で、負担する場合は、その任意事業で入れなければならないという部分なのですけれども先ほど言いましたように、そのあとプラス で第1号の被保険者の介護保険料もその中には入れ込むような格好になってきます。介護保険の会計うちの町はかなり、ひっばくしていますもので、今回につきましては、一般会計のほうの高齢者の部分で載っけてあるような格好になっております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） はいわかりました。

ではこのあと、市民後見人育成と法人後見人の立上げおよび成年後見制度の普及啓発ですけどね。この法人後見についてですけど、平成28年度西伊豆町社協の事業計画にですね、下田市、賀茂郡の1市5町の社協と協議し、成年後見センターを設置するとしているわけですよ。事業計画の中に、社協。しかし、この法人後見団体の育成整備を既に、平成25年に、生涯福祉事業でさっきも言ったけど、市町村地域生活事業の必須事業ってことにされているわけですね、平成25年に必須事業。しかし、されているのです。それで、必須事業からもう3年経つわけですよ。必須事業になってから。それで、まだ、検討段階って書いてあるのだけどね。

検討すると、この社協が。法人後見について。それを検討する段階であるって、3年も経って、必須事業から3年も経って、必須事業化されて3年も経って、まだ検討段階であるって理由。それでまた、今では進捗状況。それと、西伊豆町単独ではできないのかと。3点お願いします。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 今おっしゃいました必須事業から3年経ってとこの、社協のやろうとしていることはまったく別な話でありまして、今回は先ほど、町長の答弁にもあり

ありましたように、広域連携事業のひとつとして、賀茂地区で、仮称で成年後見センターみたいなを作って、各町と、そこの社協が、委託契約をするような格好で、業務を委託するよう格好なことです。あとはその市民後見人の育成とか、あとこの成年後見についての PR とかいろんな講習会とか、そういうことをやってくことを想定しておりまして、今現在調整中ってのは、各市町の負担金の割合とかの調整をしております。ほぼ最終段階にはきておりますが、そのような現状となっております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2 番（芹澤 孝君） だから、さっき違うって言われたけれど、広域で法人後見センターを作るわけでしょう。立ち上げるわけでしょね。では、今なんか話し合いは進んでいるってけれど、では、西伊豆町単独では今、できないですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 西伊豆町単独でもできます。できますけども、広域でやったほうが、効率的に予算も少なくて済むじゃないかという今議論をすすめております。そういう中で、社協を、その中に入れてもらって、町ではなくて社協に委託したらどうかと、いろいろなものを想定しながら今、計画、話し合いを協議している最中でありまして、まだ決まったわけでもありませんし、また、西伊豆町にとってそれが、サービスが悪くなる、負担が大きくなるということであれば抜けたって、抜けることも、この前も課長に言ったんですけども、それは抜けても構わないよと。

それは、やはり西伊豆町にとって、プラスになるかマイナスになるか、そのへんを十分に検討した中で、先ほど高橋議員の言ったように、美伊豆っていうんですか、この伊豆半島が 1 つになって何かをやるうと言ったときに、私たちのプラス、マイナスばっかで抜けていいのかどうか、そういうものも有りますけれども、まず、第一に、西伊豆町にとってそれが、プラスになるか、マイナスになるか、そのへんを優先して考えていきたいと思っております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2 番（芹澤 孝君） 結果はこれ社協に委託して、法人後見を立ち上げるってことになると思うんですけどね。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） そういうように仮定の話で決め付けないでください。まだ話し合いの段階ですから。どうなるか判りませんから。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） ではですね、その仮定だってことであれば、仮定なまた話で申し訳ないのですが、広域でやる場合になった時にはやはりセンターはね、下田あたりにいくという事になると思いますけどね。そうすると距離的な問題があって、やはり相談者がねいるわけですよ。そうするとこの西伊豆地域包括センター西伊豆 28 年度の場合ね、この虐待に対して 9 件。権利擁護の件についてね 13 件の相談件数があったと。西伊豆地域包括センターに対して。だからさっきも言ったように、下田あたりにセンターがいった場合、もし広域でやってね、距離的なことがあるから、足が遠のくということはある。それでまた、巡回でやるって言うても、タイミング合わなければ行かないということで、効率というか利便性が悪いわけですね。そういうことについて、もし広域でやる場合は、なんか考えるか窓口をね、置いおくということ考えているのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは当然考えてるいますからだから、先ほど私が言ったように西伊豆町にとってマイナスなるのかプラスになるのか。そのへんを考えていると。これは、下田へとセンターが出来れば、社協にも、町の社協が代替りのものをやると。今とほとんど変わらないような、仕事はできると思います。ですから、別にセンターが出来ろうと出来まいと、ここの社協に西伊豆町の社協に相談すればそういうものは解決できるというようになると思っていますので、そのへんはちゃんと今から、のびていかなきゃいけないと主張していかなきゃいけないと思いますので、今芹澤議員がおっしゃったようなことも、ちゃんと課長には、指示してこういう事がないようにちゃんとしなさいと指示はしてあります。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） それともう 1 つ、この今法人後見から次に後見制度の普及か啓発についてですけど、やはり最も効果あるのは、パンフレットの配布だと思うのですけれどね。視覚に訴えるような内容ですね、高齢者にわかりやすい、パンフレットをね、全家庭に配布するっていうことはできないでしょうかね。これについては補助金が出ることになっていますからそんな負担にはならないと思いますけれど。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 仮定の話ですけども、広域になった場合、事業の中でパンフレット、全家庭に配布となるかわかりませんが、パンフレット等作りまして、成年後

見についてのPRとか普及啓発をおこなっていくような格好で考えてはおります。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） はいわかりました。今西伊豆町には、65歳の1人暮らしが65名、650名いるわけですね。650名以上ですね。それで厚労省の2012年のね、発表では、65歳以上の場合、7人に1人、約14パーセントが認知症だ、推定しているわけですよ。この方がこの事からもね、当町においても成年後見制度の潜在的なニーズは充分あると思いますよね。例えば、身近の問題としてですね、悪質な訪問販売ですか。それとか勧誘による契約をした場合もう後見人がついていれば、契約を取り消すとか出来るというよなね、メリットがあるわけですよ。そのようなことをね、理解してもらえば、促進、後見人を利用するっていう、促進になると、認知症対策の一環になると思うので、ぜひ、普及啓発に努めていただきたいと思います。それでですね、次に市民後見人については、まず法人を立ち上げてからっていうことで、法人がまだ立ち上がっていかないこと、段階では難しいと思いますけれど、これは、予想としてはいつごろになるとかわかりますか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 市民後見人の育成につきましては、この広域連携事業とは別に、下田市のほうが県費の補助を貰いまして、今現在市民後見人の育成を行っております。

西伊豆町からも2名が参加しております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 市民後見人そうですか。私はまだ全然育ってないのかなあと思いましたが、この市民後見人なるには、あれですよ、随分ハードルが高いっていうかね、講習があって、家裁の審査を受けて、それで家裁へとその後見人の収支報告の義務があるとか。それで介護の状態の確認とかね。まあ、そもそもボランティアであるということでこのハードルが随分高いように思うのでけれども、この方の人材としたらどういう人材の方が、今候補になられているわけでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 今現在あの社協の職員が2名、研修へと行っております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） はい、わかりました。

では、民生委員の定数についてですけど、民生委員の定数ってのは静岡県条例で基準が決

められていて、この町の場合はあれですね、70世帯から200世帯の適当な世帯数毎に1人となっているわけですが、それで西伊豆町の場合定員は、今のところ39人ですかとなっているわけですね。この定数は近隣市町、市、近隣町と比較した場合、ちょっと多いように決まっているわけですが、また現在各地区にですね、1人ずつ選出していますけど、各地区の世帯数とですね、あの定員の関係を調査したことはあるのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 私もそれは各戸数で、やったらどうかという意見は出しております。ただそのうちの場合は戸数でやるよりも、そうですけど広さですか、地域の範囲が影響が大きいと思います。それは両方兼ねた中で、やっていかないと、定数決めていかないと、また選んでいかないと、大変になるかなという思いがありますので、そういう細かいことはまだやっておりませんが、全体の中で、どうだろという話はしております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） ではこの1人当たりの戸数というのは全然、わからないですか、今、基準と現状は。

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） 調査は行ってはいないのですが、今、現在、町の世帯数が、3,800、ちょっとあると思います。3,880ぐらいだと思います。それで、今民生委員の定員が36名。そして、主任児童員が3名ですので、36名で、割りますと約108世帯ほどで1人という配分になるもので、これでよりますと基準の範囲以内ということになります。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） それは平均、全戸数、頭数で割れば、平均的な数は出るけど、だけどこの地区見ても西伊豆町の世帯の濃淡があるわけですね。大きい少ないが。それはちょっと、その考え方おかしいのであって、そのへんをもうちょっと調査していただきたいと思います。それで、定員は多いほど民生委員の負担も減りですね、民生委員自体、中身の濃い活動が出来るってことですけど、今、なりてがなくて、候補者探しに四苦八苦している現状あるのですが、この定員数について、今どのように考えていますか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） できれば確保したいです。今やはりその数が、あれば各地域にから、選出されますもので、今の中では4地区ですか。これが、仁科、浜北、道西、浜川西、宇久

須浜東この地区の方に民生委員がないという状況でありますので、ここをなんとかしたいなってことで、区長さん方と話をしておりますけれど、なかなか見つからない、やっていただけの方が見つからないということで今、苦慮しております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） では定員数については、どうでしょうか。増減は。どのように考えていますか。

議長（堤 和夫） 町長。

町長（藤井武彦君） ですから、今の定員数を確保したいって先ほども申し上げましたように、確保したいです。ただ、1回定員を減らしますと、どこかの地区の民生委員がいなくなるわけですね。そうしますとまた、定員数が、増やしたくなるとか、いろいろあるものですから、今の定員数であれば、各地区へとある程度割り振りができているということでありますもので、今の定数は確保したいということであります。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） はい、わかりました。

この、平成12年度の介護保険とは関係ないのか。平成12年の法改正後の民生委員の業務はですね、非常に幅広くなっているですね。困難な対応をが求められるっていうケースが、多くなってですね、精神的負担が、増えたことが、なり手がないうってことの一因になっているわけですよ。それでその解決方としてですね、考えられるのは、定員を増やして、負担を減らすか、または支援体制を確立し、仕事を減らすかだと考えますけれど、例えば広島の場合ではですね、広島市の場合はこの民生協力委員制度なるものがあるってですね、1人の民生委員について1人の協力員を支援体制としてつけるという体制が、やっているということですよ。これが正解とは言わないですけど、当町においてもですね、軽減負担のためにね、この民生委員に何か支援体制をとる考えはないでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 民生委員になっていただく方が見つからないっていう中で、はたしてそういう方が集まるでしょうかね。そのへんはまた検討してみますけれども、おそらく民生委員になっていただく方が、いないうっての中で、今言ったように補助委員みたいな方ですか。そういう方っていうのは、またそれも大変な仕事になろうかなとように思います。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番(芹澤 孝君) まあ、1人だら嫌だけど2人ならじゃあやるよっていうね、いう人もいるかもしれないですけど、それを定員ばかりを増やせてことじゃなくて、他の支援体制をなにか考えつつうことはないかってことを聞いているのですけど。ないですか。

議長(堤 和夫君) 町長。

町長(藤井武彦君) 今のところありません。

議長(堤 和夫君) 芹澤孝君。

2番(芹澤 孝君) 軽減負担についてですねもう1点、あるアンケートではですね、民生委員のこの業務でないって感じたこ、活動は何かに対してですね、行政にできることも民生委員におりて来ることが多い。そして、社協事業の手助けが多い。民生委員は社協の職員ではない等の回答があります。このアンケートがね、示唆するようにですね、行政、社協からの民生委員に対するですね、仕事の依頼事項を整理してですね、仕事の依頼事項ね、一度整理して、仕事量を減らすことと、行政、社協の民生委員の仕事の窓口をワンステップ化するということは考えられないでしょうか。

議長(堤 和夫君) 町長。

町長(藤井武彦君) そのアンケートはどこのアンケートですか。

西伊豆町のアンケートですか。

[発言する人あり]

議長(堤 和夫君) 環境福祉課長。

環境福祉課長(鈴木昇生君) そういったお話は、ちょっと、うちのほうでは聞いてないのですけれど、事務局のほうでそういう仕事の依頼内容を事務局でもチェックすることは可能だと思いますので、それについてはやってきたいと思います。聞いた話ですか、例えば去年調べたのに、同じ調査を今年もやっているっていうのを、1回聞いたことは、ありますので、そういうことがないように調査済みのものについては、みな作業をだけにしてもらおうような、それで、業務を軽くなるような形で、お願いしていきたいと思います。

それでワンステップ化のほうにつきましても、出来るものと出来ないものがあるかと思えますので、それについても委員と話しあって検討していきたいと思えます。

議長(堤 和夫君) 芹澤孝君。

2番(芹澤 孝君) 今言われたように、なんですか、民生委員の方、何人かに話し聞いたのだけど、月のうち、14、5日、ね、活動するとほとんど無報酬。活動費として年間十何万

ですか、ねえ。本当のボランティアですよ、それで、その割にはみんなが民生委員で何だ、解ってくれないとね、それならもう少し民生委員の方の仕事の負担を減らして、やって、ではそれならやってみようかっていうようなね、気持ちにさせるような方向に持って行って欲しいと思います。それと、最後には、あれですか。この定員が、多い方が中身の濃い民生委員の活動ができるわけですけど、負担の少なく、少なく多くなればですね、負担の少なくなること言うまでもないことです。

しかし、今後は人口減もあるから当然定数、地域わりの見直しが必要になることは言うまでもなくことですが、これは確保していかなければならないと思いますね。

しかしですね、このなり手がいない現状においてそのなり手、対策として他市町でおこなわれているこの、退職公務員、教員の、積極的推薦。そして広報による民生委員の理解を求めると同時に、広報等による民生委員の公募。地域割に捉われず、他地域からの推薦ができるという。これらを参考にしてくべきではないかと思います。また、推薦についても区長によるですね、地区によるなり手探しはもう限界があると思いますから、それに対しても行政もね、少し積極的に人材発掘に努めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 芹澤議員、町もやっているのですよ。

民生委員から推薦していただいて、そういう情報をいただいて、町の職員がその方を当たっているということ、区長さんに全部まかしているではありませんから。町もそれやっていますよ。そのへんは誤解のないように、理解していただきたいと思います。

[発言する人あり]

議長（堤 和夫君） 2番、芹澤孝君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時41分

山 田 厚 司 君

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告 8 番、山田厚司君。

6 番、山田厚司君。

[6 番 山田厚司君登壇]

6 番（山田厚司君） それでは、今回の定例議会、1 番最後になりますけれども、議長のお許しを得ましたので、壇上より一般質問させていただきます。

私の、今回の一般質問は、大きくわけて 2 点であります。

1 点目は、奨学金制度の見直しについて。

そして、観光振興策について。

この 2 点について、質問をいたしたいと思います。

1 点目の、奨学金制度の見直しについてですが、奨学金制度は、経済的理由等により就学が困難な生徒、学生に対して、一定の金額を給付または貸与することによって、就学を支援することを目的に設けられた制度であります。また、近年では、就学支援目的を達成するため、国、県、各自治体はもとより各種機構で特色ある奨学金制度が実施されています。この奨学金制度について、平成 27 年第 2 回定例会で、既存制度の活用についての質問をしました。その答弁では、見直したいとのことでした。また、低所得者世帯を対象とした制度の創設。少子化対策としての制度の創設についての質問では、現時点での新しい制度の新設は、考えていませんが、現行制度を見直したいとの答弁でした。その奨学金制度の見直しについて、次の点を質問いたします。

1 . 現行制度の見直し状況について。前回の質問時より 1 年以上が経過しましたが、百川奨学金、稲葉金秋奨学金制度など西伊豆町の主な奨学金制度の見直し状況はどのようになっているのか伺います。

2 . 見直しをする場合の主眼点について。現在の教育、就学を取り巻く環境は、従前に比べて大きく変化していると言えます。昭和 30 年代には、わずか 7.9 パーセントだった大学等への進学率は 50 パーセントを超え、専門学校等を加えると 70 パーセントを超えます。そのような状況下、子どもの貧困率の問題や、家庭の所得が高いほど 4 年制大学への進学率が高いという指摘もあります。これらを主眼に置いた見直しが必要と思うがいかがでしょうか。

3 番目、新しい制度の検討について。前回質問時も新しい制度の検討、提案については聞

きましたが、それ以後大きな動きとして、文部科学省では、返済義務のない給付型奨学金制度の創設にむけた検討をはじめ、来年度の通常国会での設立を目指すという報道がありました。また、日本学生支援機構では、返済期限猶予の検討。厚生労働省では児童養護施設退所者の支援制度を創設していると聞きます。周りの環境も変化している状況下、給付型、少子化対策対応など新しい制度の研究、検討を始めてはと思うがどのように考えるか伺います。

大きな2番目として、観光振興策についてです。観光は、言うまでもなく西伊豆町にとって主要産業ではありますが、国レベルでも、経済波及効果の大きい極めて重要な成長分野とし認識しています。そのため、国は、観光立国実現にむけ、アクションプログラムをはじめとするさまざまな取り組みをし、訪日外国人観光客も2016年は、初の2,000万人を突破したとの報道もありました。また、一方では、県がまとめた2015年度観光交流客数では、県全体では過去最多の1億4,900万人。伊豆地域も、世界文化遺産効果で好調な北部に対して、西伊豆町は、マイナス6パーセントと気になる数字でありました。地域の発展、活性化を図るためにも観光産業の充実は不可欠であります。以上をふまえて質問します。

1. 食を活用した振興について。食べ歩き、グルメ旅行といった、これまでもあった、おいしいものを、食べたいといった観光から、近年では、食文化を含め食は、重要なツーリズム資源であると認識されています。そのため、食に関するブランド化、ソウルフードや、B級グルメの活用、食のイベントなど効果的に実施し、観光振興につなげている自治体もあります。今後町として、活用していくのか伺います。

2. 新たな観光資源等を活用した振興について。従来の名所や観光スポットをめぐるといったような観光スタイルから、これまで、観光資源として認識されていなかったような、歴史、歴史景観。自然豊かな、農産漁村等を生かし地域づくりをして観光振興策とする事例や、体験型交流型の要素を取り入れたエコツーリズム、グリーンツーリズム、産業観光等が注目されています。西伊豆町には、美しく品格のある邑に登録された中地区、ジオパーク・トンボ口や多くの自然体験メニューもあります。各テーマ別のモデルを考え、またネットワーク化も考慮した中で総合戦略と捉え観光振興に繋げることも必要と思うがいかがでしょうか。

3. 自治体PR動画について。観光振興を考える上で欠かせないものとして情報提供の強化が必要と一般的にいわれます。テレビ、ラジオ、雑誌等、マスコミ関係やフリーペーパーの活用、インターネットの有効利用、ボランティアガイドの育成等各自治体も思考を凝らし、知恵を絞っていると思います。最近この情報提供において、映像を生かし、地域の魅力をア

ピールする、ご当地動画、自治体 PR 動画を活用して、観光振興や町おこしにつなげている地域もあり、メディア等でもとりあげられ関心が高まっています。西伊豆町でも活用を検討すべきと思うが、どう考えるのか伺います。

以上、明確な答弁を期待し、壇上での質問を終わります。

議長（堤 和夫君） 町長。

[町長 藤井武彦君登壇]

町長（藤井武彦君） 山田議員の質問にお答えします。

1 番目の奨学制度の見直しの状況ですけれども、教育委員会の見直しの指示はしてあります。国の奨学金制度を改革の動向をふまえた中で、現行制度の見直しを検討しているところであり、2 番目の見直しする場合の主眼点でありますけれども、貸付対象者を大学生までに拡充することを柱に検討しております。3 番目、新たな制度の検討ですがこれについては今のところ考えておりません。

大きな 2 番の観光振興ですか。

これにつきましては、商工会、観光協会中心に進めていただき、町が協力すべきことは、協力して進めていきたいように思っております。新たな観光資源の活用ですか。これは今、行っておりますし、また、今後も行っていくつもりであります。それと、最後の PR 動画ですか。これにつきましては、既に DVD 動画、海から望む西伊豆町を作成し活用しておりますので、こういうもうやっているというようなご理解をいただければと思います。

以上で壇上での答弁を終わります。

「発言する人あり」

議長（堤 和夫君） 食を活用した振興が抜けていると思いますが。

町長（藤井武彦君） それは、商工会、観光協会中心に進めていきたいと。

議長（堤 和夫君） あはいはい

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6 番（山田厚司君） それでは 1 つ 1 つ再質問していきたいと思いますが、現行制度の見直しの状況についてというところからいきます。指示はしてあるということで、現状の動向を見てというようなことなのですか、西伊豆町の奨学金制度、百川奨学金制度、これが制定されたのが、昭和 38 年。そして、稲葉金秋奨学金制度。これもですね、制定されたのが、平成 3 年ですか。制定されて以来だいぶ日数が経っておりまして、現状から見ればですね、

だいぶ不具合が、出てきていると思いますけれども、若干ですね、動向見てってというような事なのだと思いますけれども、具体的な検討内容っていいですか、前回の質問以降ですね、どういったことをですね、検討する材料としてやってきたのかっていう、具体的にありましたら、

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 町長のほうも、答弁のほうさせていただきましたけれども、大学生まで、拡充を柱にということ考えています。それから貸付の金額、返済の方法等についても総合的に考えたいということ考えています。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） 1つにはですね、いま指示はして検討している最中だということなことで、実際のところでいきますと、今、具体的な内容まではいってないってような理解でよろしいでしょうか。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） はい、調査をしているところでありまして、町長のほうも先ほど申し上げましたけれども、国の方の奨学金制度が、だいぶ今年度も変わっております。そのへん動向をふまえた中で、やっていきたいということで、今、いろいろ情報収集をしているところでございます。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） この奨学金のですね、本来の目的っていいですか、就学にっというように言いますとですね、目的ですね、今現状でですね、これがですね、対象者をまあ大学までっというようなことだったのですけれど、既存の制度っていいですかこれが今、高校生になっているわけなのですよね。今高校生っていうようなことと言いますと、高校生、この現状といいですか、この地域で言いますと、1番近いとこで言いますと、松崎高校とか土肥高あるいは下田高校っていうようなことになりますけれども、1番この地域の中学校と1番連携してっていうようになると、松崎高校が1番、あれになると思うのですけれども、そのへんのところの、ひっかかる費用を具体的に見てみますと、例えばですね、授業料っていうようなことになると、これ授業料のほうは、かなり前に、無償化っていうようなことになってきまして。年間掛かる費用等をざあっと、およその費用を見てみますとですね、1番多く掛かるっていうようなもので見ますと、通学費になってくると思うのですよ。そういったことになるとですね、例えば、以前にもですね、星野議員のほうからですね、高校生

にかかる通学費負担をどうでしょうかっていうような提案もあったと思うのですが、私もそういったことででは通学費、具体的にどうだろうといふことで調べてみたら、定期代としてまあ松崎高校に通った場合なのですけども、現状の1万円の補助っていうようなことで考えますとですね、松崎から田子間の1ヶ月の定期代。これがですね、1万920円。それからの松崎から1番遠い宇久須ですね、宇久須までの定期代で、1万9,110円。これくらいの金額がかかるというようなことになります。私は、そういった提案を見てみましてもですね、この定期代等々をですね、考えてやっていくのも1つの手かなと思いますけれどもそのへんのところは議題にあがったことはないでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは、議題に上がっておりません。私の考え方は、では松校生だけでいいのか。そいつで下田に通っている生徒でいいのか。土肥校通っている生徒だけでいいのか。いやあ、沼津あたりに下宿して、そこから、通学している生徒。どこかに下宿して通っている生徒、いろいろあるかと思いますが、それを松校なら松校に限定していいのかどうか。そういうこともあるものですから、そういう支援は今のところ考えておりません。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） たしかにその、限定していいのかっていう話もありますけれども、この奨学金制度をですね、活用してもらおうっていうようなことで考えていけばですね、例えばこの奨学金制度ですね。これ、先ほど言いましたけど昭和38年と平成3年に制定された。その後、合併された平成17年に西伊豆町の条例として直されたと思いますけれども、それ以後では、貸付の実績っていうのはどのようになっておりますか。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 合併当時の17年に貸付あった以降はございません。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） だとしたらですね、本来の奨学金の目的、就学する生徒をですね、支援するっていうような奨学金の本来の目的からいきましたら、有効に活用させるっていうような、ところですね、やっていけたらと思うのですよ。今、町長の言われたとおりですね、その他の地域のところの生徒さんはどうするのっていうような話がありますけれども、例えば、私学で他の地域に行った生徒さんの場合には、県の補助なんかもありますけれども、

そういったものが確かあると思ったのですが、教育委員会事務局長、確か県の補助ありますよね。そ違うか。うん。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 私学に対する学費の補助はございます。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） だとしたらですね、まあ17年から、あまり使われてないっていうようなことですので、折角の制度ですのでここで活用してもらえるように、これも1万円というような限度の額があるのですけれども、月額1万円ですね、そのもので補助できる範囲内でというような事を基本にベースに考えて、その額、交通費の補助とかも考えていければどうなんでしょうか。そのへんのことは考えられないですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 補助型の奨学金は一切考えておりません。今のところ。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） ですからその、今、授業料がほとんどね、かかってこないという状況の中でですね、いろんなところで、1番、お金が高校の場合1番お金かかるのは通学費だというようなところで、では、通学費に関してっていうようなことは、そのへんを変更できないものなのかっていうようなことです。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） さきに答弁したとおりであります。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） その先ほど見直しをする場合の主眼っていうか、そういったところでは、大学までの範囲を広げてっていうようなことで考えているっていうところでもよろしいわけですね。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） はい、町長の答弁のとおり、大学生まで拡充すること柱に検討してございます。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） それではですね、そこのところは、しっかりと大学までの範囲っていうようなことで、いって考えて欲しいと思うのですけれども、ただ、1点、大学までのことで

考えていきますとですね、月額1万円の補助ですと、そのへんはちょっと金額的に厳しい面があると思うのですけれども、そのへんのところの金額ベースをアップするとかそういったところはないでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） これも先ほど局長が答弁したとおりであります。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） それではですね、では新しい制度の検討についてというところ。これも、今のところ検討はしていないというところなのですが、こないだですね、国の方の制度のほうで、いろいろな報道があったのですけれども、国の方では、給付型奨学金を導入決定すると。月額3万円を基準に2万人に。これはですね、各これ大学生対象ですね。各高校生、全高校、全国5,000ある高校生、少なくとも各高校に1名が必ずその給付制の給付型の奨学金を導入するというようなことを政府は決定したというようにするので、すけれども、こういったことを考えますとですね、この給付型奨学金、これが国の動向というようになっていくと思うのですけれど、そのへんのことはいないでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） これは法律で決めればやらなきゃいけないのですけれども、私はそれに変わるものは、保育園、幼稚園の園費の補助ですか。給食費の補助、全額補助。これが、西伊豆町の特徴としてやっている。全体のこれやる時も申しあげましたように、1軒の出費ですか。これは軽くなるということで考えておりますので、これを、では山田議員がおっしゃるよに、高校生までの大学生のあれですか、奨学金。これを給付型にするとやはり財源等があるものですから、それでは元の幼稚園、保育園の給食費、園費についても、では今までのようにいなくなりすよってことになる。なるかもしれません。それはやはりあの財政と相談しながらやらなきゃいけないものですが、法律がそうならばやらなきゃなんない。ただ、法律で決まってないものであれば、西伊豆町としてど独自の支援ですか。そういうものを考えたなかで、今言ったようなことをやっているという理解をしていただければと思います。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） この給付型についてはですね、もうこれはもう政府が決定して、18年

度終わったらば確実に導入をします。17年度からは、児童養護施設出身者などは、先行して必ずやってくと。制度設計については、17年3月までに必ずやってくってというような方針であるというような、これ新聞報道ですので、必ずこれはやっていくものだと思うですし、確かにですね、その他でもですね、これ昨日、前日来いろいろな議員の方からの質問にもあるのですけれども、少子化対策等でですね、1番期待する政策っていうようなことで、子育てや教育にお金がかかりすぎるってというようなことがですね、1番多くあがってくるってというようなことです。

確かに西伊豆町はですね、子育てのほうでですね、教育と医療というようなことを考えますと、医療においてはですね、最新のですね、施策をしていると思うのですけれどもね。これにですね、教育に対してもですね、少し力を入れていけばですね、万全なるですね、その少子化対策ができると思うのですけれどもその点についてはどうでしょうか。そういうように考えられないでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） その幼稚園、保育園の園費の補助、それと給食費の無料化ってやつは、教育費の中に、軽減ですか、そういうに入らないのでしょうかね。お聞きしたいと思います。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） 先ほど、そういったことも入ると思うのですけども、ただ、財源というようなこともあったのですが、別のところの自治体とかそういったところでもですね、例えばですね、本当に少子化に悩むような自治体でもですね、やっている事例を申し上げるとも、申し訳ない場合もあるのですが、例えば少ない人数から、給付方の奨学金制度をやってって、例えば、これはですね、白河市っていうとこなのですから、これは、対象4名ぐらい、4名分で、百何十万、192万ですか、その分を計上して、将来的に帰ってきてくれたら、地元に戻ってきて就職してくれたら、その支払い、返済は免除するってというような制度を作っていると。それで、こないだですね、財源の面で言いますとですね、昨日、第2委員会の時に、ふるさと納税の使いか、使い道ってというようなことで、いろいろと研修受けたのですが、その使い道の中でですね、教育文化の中に、使っているよってというようなその財源の使い道、豊かな心育むこれはあの、全てのものを計上したものだと思うのですけれども、そういったことにも使えるってというようなことで、正式なパンフレットの中に、5,616万3,000円ということ計上してあるのですよ。そういったことを考えるとですね、ふるさと納税なん

かでも、そういったものの、財源として使えると思うのですが、そういったことは出来ないのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） ふるさと納税についてですね、活用については出来なくはないかとは思いますが。ただ、給付型については、先ほど、山田議員もおっしゃっているとおり国が行います。ですので、国のをやっていただく分については国のほうにおまかせをして、当町については、国の制度を補完するような形の中ですね、何かより良い制度ができないかということを考えております。

それから今問題になっているのは、返済についてですね、多額の奨学金といっても借金ですので、返済ができないということで問題になっている部分もあります。ですのでそのへんもですね、金額的なものも、どの程度がいいのか、国の方も所得やですね成績の基準を満たした希望者には、無利子奨学金を全員に付与するというような動向もありますので、それをふまえた中ですね、補完する制度ということで考えたいというように考えております。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） 奨学金といえども一種の教育ローンですから、返済が伴う。それはわかるのですよ。でも、方向性がですね、もう、給付型の奨学金制度。そういった事情、例えばですね、返済がですね、借りている、借りた学生、生徒のその後の生活をですね、窮乏なものにするっていうのかですね、奨学金の返済が非常に困難なものになっているっていう状況がありまして、以前そのうちの町でもですね、監査委員さんが指摘されたってようなこともありまして、そのへんのところも、考慮した中ですね、国の方向性もですね、私は給付型に向かっているのではないのかなと思うので、例えば財源にしてもですね、これは、うちの奨学金制度ももともとが個人の寄付なりなんなりをベースにしたものなのですから、このふるさと納税とか、そういったものに考え方の中にもですね、クラウドファンディングみたいな感じの考え方も出来ると思うのですよ。

例えばそういった未来の貴重な人材となってくれる人の育成のために、そういった財源となる、ふるさと納税でそういった資金を集めたいものでっていうことをうたって、財源を集めるってことも可能じゃないのかなというように思うので、そういうようなことを言うわけなのですけれど、そういったことはまったく無理なのではないか。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） ふるさと納税の活用につきましては、町政全体の中でですね、より有効な方法ということで、考えていければというように考えております。その中のひとつとして、奨学金制度への活用ができるかどうか、そのへんも、検討のひとつかなというようには考えております。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それともう1つ、私の方からお願いしたいのですけれどね。

職員にも言っているですけどね、ふるさと納税でお金が集まるから、寄付が集まるから、なのに、こういうものに使っていいじゃんて安易にそういうことを計画しないでいただきたい。これは本当に10年、20年後の職員にふるさと納税でお金があるのでだから何でもできるのではというような意識を芽生えるのであり、そういうものが芽生えるのであれば、私ふるさと納税は辞めたほうがいいと思います。これは職員の意識がへんなとこにいったらそれこそ、大きな損失になると思うものですから、そのへんがないように私は今、職員に伝えてありますけれども、そういう指導をやっていかなきゃいけないということでもありますので、ぜひ、議員の皆さん方もそういう認識、また職員がそういうような言動を見せたときにはぜひ注意して、やっぱりふるさと納税は大事なものだ、この西伊豆町にとっては、なくてはならない。今の現行制度においては本当にありがたい制度でありますから、それを有効に使う方法を考えるというような指示をしていただきたいと思います。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） わかりました。そのへんのところはですね、先ほど町長の方にも、うちはそのへんのいろいろなところで、医療費なりなんなりで、一応、他から見たら秀でているものをやっているっていうようなことだったものですから、私の考えはその政策を出した時にですね、他町がですね、西伊豆町凄いことやっているなというように、あの注目されたわけですよ。ですから私はそのに上乗せして、こういった奨学金制度とか、そういった教育費の面でもやれば更に、全国から注目されるような、アナウンス効果も期待できるのではないのかなっていうようなところで、私は思ったのですけれども、そのへんのところはまた次にします。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 私は全国から注目を浴びたいからやっているのではありません。住民が、それによってある程度、負担が軽くなるというような認識のもとにやっておりますから、

別にそれが全国にとりあげられなくても何でもいいのです。住民の方がたがそういうように認識していただければ、それで結構だというに思っております。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） わかりました。それは、いいです。

次にいきます。食を活用した振興ということで、聞きます。

このへんについてはですね、商工会とか観光協会こういったところを中心にしてっていうようなことなのですけれども、これでいきますとですね、私ども、以前ですね、広報の研修で東京に行ったときにですね、東京事務所、アンテナショップそういったところを見てきたのですけれども、そこでもってですね、西伊豆町のアンテナショップ等々にですね、業者さんがいろんな食ってというか、自分のところのあれを、出しているのを見てきたのですけれども、あすこのところのですね、事務所を使ってなり、あれを活用しながらですね、やっていることってというのはですねどういいう程度あります。

今現在、東京事務所なりアンテナショップを使っている活用状況ってのはどのような感じでしょうかね。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） 町内業者が活用して、商品自体はそれで儲けというものはないですけど宣伝効果というものがあるかと思っております。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） 特にですね、あの時ですね、地方創生の事業で、加速化交付金が今度、いろいろ認められることもいろいろあるよっていうような事でいろいろ説明を受けたのですけれども、加速化交付金っていうことですので、更にそのレベルアップするような具体的イメージがするのであるけれども、そういった事業ってのは、どういうふうな感じで考えているのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） 加速化交付金以外のまた交付金が付くかどうかというのは、全くはっきりしてないもので、そのへんはちょっとまだ難しいかと思えます。

[発言する人あり]

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 美伊豆のほうで、加速化交付金を各自治体で、申請してそれを取りま

とめて、来年度から新しく美伊豆のほうでアンテナショップやろうかというよな、拡大のアンテナショップですか、そういうのを考えております。そういう中で町としていたしましても、美伊豆でそういうものを計画してくれるのであれば、その中に入ってやったほうが有利だろうということで、美伊豆が立ち上げれば、西伊豆町の今のアンテナショップは、閉鎖してそちらへと移ったらどうかというは検討しております。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） また食を活用したイベントっていいますとですね、例えば、地元の B 級グルメそういったもの考えますとですね、B1 グランプリとか、そういったものは、ちょっと今の地域西伊豆町にとってはですね、はずせないものとなっていると思うのですけども。例えばですね、この B1 グランプリ。つい最近でもですね、ちょっと前の時で今東海 B1、北陸 B1 グランプリに西伊豆しおかつおうどん、これが出てですね第 3 位になるというような事のニュースがありましたし、この 12 月の頭の時にも、その東京でもってですね、首都圏の B1 グランプリのイベントがあったというようなことは聞きましたけれども、全国各地のイベント、会場出向いて観光振興するのも 1 つの方法ですけれども、例えばこれをですね、西伊豆町に各地から来ていただき食のイベントとか食の祭典等を企画して振興策に繋げるのもひとつではないかと思えますけれども、こういったことってのは、全然考えられないものなのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） この B1 グランプリっていうのが、どこの主催でどういうようになってるか、私には全然見当が付きません。そういうのは、本部から西伊豆町にこういうものがあるからどうだという話もありませんし、そのへんが、はっきりしない中で、私とその B1 グランプリをここで開催とかなのとかってことも、言えないし、それはどこがやったらいいのか、私、町がやるのか商工会やるのか、どこがやるかわかりません。

そういう中で、今山田議員の言っていることは、私には、理解、理解っていうか、返答ができないというところであります。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） わかりました。では、そのへんのところはですね、また、よく関係諸団体ともですね、私もどういふようになっているのだったところをですね、聞きながらですね、また、新たに、提案していきたいと思えます。

次にですね、では、新たな観光資源等活用した振興にというようなことですね。

私ここで、1つちょっと、聞いてみたかったのはですね、西伊豆町いろいろな新たな観光資源っていうのいっぱいあると思うのですけれども、この中で、ふじのくに美しく品格のある邑っていうようなのがですね、あると思うのですけれども、これについてはですね、あんまり私、なじみがなかったものですから、これってのはですね、どういったような経緯で、県の方がですね、主にやっていると思うのですけれども、これについてちょっともう少し、どういうふうになっているのか分かれば教えてもいただきたいなというように思うのですけどね。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 当町の美しい邑につきましては、中耕地の中で、農業用水路の整備と花壇の整備。これは一反分を使って花壇を造っておりますが、その程度の活動でありまして、よく知られているのは、隣の松崎町さんの棚田等のものが有名だとは思いますが、西伊豆町内では中耕地のものだけでございます。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） 中地区、私が見たときも、中地区がこのふじのくに美しく品格のある邑に指定されているっというようには、なっておりました。この中でですね、静岡農産村サポーター、村サポ。こういったものがかかってくることや、あるいはですね、富士の国美しく品格のある邑づくり推進委員。こういったものが、深く関わってくるっていうようなことで、過日ですね、こういうようなあの新聞の報道にですね、農業ジャーナリストでその富士の国美しく品格のある邑づくりの推進委員が、松崎と西伊豆町の、食体験ツアーを組んだと。それで、松崎町と西伊豆町を訪れて、今言われたように、松崎町のほうでは、田植えを終えたにし石部の棚田、それから駿河湾を望む景観やそういった荒廃した土地を復活させた経緯をいろいろと聞いたりする事、それから西伊豆町方に来たら、その田子の鰹節加工工場を訪問したというようなことがニュースになりました。

こういったことを考えますとですね、このツアーの推進委員の中にですね、例えば、西伊豆町の意向、西伊豆町にいろいろな観光の要素が体験なりなんんりの要素、食にしる、いろいろなものがあるわけですから、そのへんのところをですね、巡って欲しいとか何して欲しいとかっていうふうなですね、意向が反映できればいいのかなと思いますけど、そのへんのところは全然反映できないものなのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） この会の設立に関しましては、県のほうからの、支援がございまして、農地の保全をという中で、西伊豆町の場合は対応さしていただいておりますので、そういった体験とかということのメニューとかは西伊豆町の場合はございません。

議長（堤 和夫君） 質問中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時28分

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

山田厚司君。

6番（山田厚司君） 新たな観光資源等を活用したってというようなことで言いますと議員さんからもいろいろあったのですが、例えばですね、その、今さかんに言われている言葉の中でですね、マーケティングとかブランディングってというような言葉があると思うんです。マーケティングってというのがですね市場をいかに作りひろげていくのかとか、相手に伝えるための手法であり、ブランディングってというのは相手に理解してもらい、ブランドですね、商品の価値、魅力を多くの人々に向けて発信して、相手側にどのように伝えていくか、知ってもらってかかってというような、そういった努力をしていくか、そういったことに関して、どうというような考えでもってそういうような行動をとっているのかかってというようなことはどうしているのかだけ、ちょっと。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） 宣伝に関しましても、まずマーケティングいろいろな調査をやりまして、ブランディングという方向に向けていくのが必要かと思っておりますけれど、そういったことも商工会、観光協会なども絡めて、進めていくことが必要かと思っております。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） わかりました。

そのへんのところはですね、しっかりと意識して進めていってほしいと思います。

それではですね、自治体のPR動画について、少し聞きたいと思います。

確かにですね、ホームページ上に西伊豆町のPR動画っていうようなことがありました。

これはですね、私も質問出す時にはですね、少し実際のPR動画ってあるけれども、どんな感じっていうようなところで、2、3、聞いてみたりしたのですけれども、あまり、たいした感じで返事が返ってこなかったものですから、一応質問として出してみたのですけれども、自分がおまえ勉強不足だっというようなことになればそれまでなのですけれども、例えばですね、これ、ただ、そういったところに載っけるだけじゃなくして、広く知ってもらうためにですね、今、多くの、この動画のサイトっていいですか、一番多いのは多分You tube だと思うのですけれども、私も、質問してからですね、You tube の検索をかけてみたのですけれども、西伊豆町のっていうようなことで、やってもですね、西伊豆町の動画がヒットしてこなかったのですよ、その公式みたいなやつ。ってことは、一般の人にもですね、これが観られていないって思うのですけれども、そういったところの確かに、ホームページ上にですね、PR動画っていうので、確かに載っかっていることは私も確認しましたけれども、これがどれくらい、一般の人に観られているかってそのへんのところの検証、あるいは効果っていうものをですね、どのように判断していますか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） これをやった時には各戸配布したのですよ、覚えています。

町民に全員、全家庭に各戸配布でやっております。それがどういうふうに使われているかは、検証しておりませんが、ただ、各施設によって、ホテル等によって販売もしております。それで、当初、6,000枚作ったのですけれども、それが無くなって今、1,000枚増刷、増員ですか、増刷ですかをしておりますから、6,000枚作って4,000軒があれば、2,000枚を今まで販売とか宣伝用に使ったとように解釈してください。それで足りなくなったものだから、千、1,000枚増刷したと、今年、今年度。しておりますから、山田議員がおっしゃるように、住民または他の人たちが、認知されてないというようなことは、ないじゃないかなというように思っております。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） 各戸配布、確か私の勘違いだったらちょっとあれなのですけど、あれは、海から観た西伊豆町っていうようなやつじゃなかったですか。ホームページ上に載っかっている動画は、これは、海から観た西伊豆町ではないような気がしたのですけれども、その点はどうでしょうか。違います。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） 全て載っているわけではありませんけれど、それを抜粋した形で紹介はしております。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） 私が思うのはですね、なぜPR動画を作るかっていうようなところなのです。町長の言われたように、それは、住民あてにやったような感じがするのですよ、その海から観た西伊豆町に関しては。西伊豆町を知ってもらう、西伊豆町に来てもらう観光PRとして、PR動画というように、考えると若干意味合いが違っているのかなって思うように思いました、そういうようなことで、今私は言ったわけなのですけれども、例えばですね、ちょっと調べてみたのですけれども、宮崎県に小林町っていうようなところがあります。これは、観光のPR動画ではなかったのですけれども、これは移住促進のPR動画です。ンダモシタン小林っていうらしいのですけれども、そのPR動画はですね、これまでに200万回以上もですね、いろんなところで再生をされています。そういったことになりますので、メディアの方でもですね、有名になりまして、それで、そのへんの経済波及効果、そういったものを、考えるとですね、10億円以上にもなるというようなことだそうです。制作費はですね、4本ぐらいでですね、800万円ぐらいだったというように聞いております。このPR動画の長さはですね、1分46秒だったと聞いております。だから、簡単にですね、今、そうですね、今現在、携帯とかそういったところの環境がどんどん、非常にあの進んでくるようになってきました。例えばですね、今あの課長さんちの中でもですね、どんどんあのスマホに変わっているっていう人がいっぱいいると思います。手軽にスマホでもYou tubeなりになっていうふうなそういうようなソフトを使えばですね、PR動画見られるわけですよ。そういったところから、その動画を見て関心をもって、西伊豆町に来ていただけるそういったお客様を、広げていくにはですね、やはり、そのへんのところをね、意識した動画作りをすすめていくべきではないかなとういように思いました、そのような質問をしているわけなのですけれども、やはりこういうようなことを考えるとですね、これらの成功の秘密っていうのをいろいろと書いてありましたけれども、役割を、動画の役割を、目的をですね、欲張らずに、絞るということ。それからですね、また再度見たくなるっていうようなことの仕組みを作り上げて、動画を作り上げていくべきだっていうようなことらしいですよ。ですから、そこに、ホームページ上に載せたからいいのではなくしてその効果をですね、もっと、検証

してくってというようなことの作業をですね、もっとやっていくべきだというように私は思います。先ほど、観光課長がですね、マーケティングとかブランディングに関してはですね、これからもそういったことを意識してやってくってという話でしたけれども、そういったところからですね、このPR動画も考えてやっていってもらいたいと思いますけどいかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） 必要があればまた今後検討はしていきたいとは思いますが。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） ぜひそういうところを検討していってもらいたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（堤 和夫君） 6番、山田厚司君の一般質問がおわりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時44分

議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて、再開します。

日程第2、議案第40号 「平成28年度林道祢宜畑倉見線災害復旧工事請負契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 藤井武彦君登壇]

町長（藤井武彦君） 議案第40号 平成28年度林道祢宜畑倉見線災害復旧工事請負契約の締結について

平成28年11月22日指名競争入札に付した、平成28年度林道祢宜畑倉見線災害復旧工事について、下記のとおり請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号の規定によ

り議会の議決を求める。

記

- 1、契約の目的 平成 28 年度林道祢宜畑倉見線災害復旧工事
- 2、契約の方法 指名競争入札による契約
- 3、契約金額 金 4,968 万円
- 4、契約の相手方 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科 331 番地の 1 有限会社国本組 代表取締役 国本正徳

平成 28 年 12 月 6 日提出

西伊豆町長 藤井武彦

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） それでは、議案第 40 号の説明をさせていただきます。

工事概要ですが、復旧総延長 L=89 メートルになります。その 1、復旧延長が、L=48.8 メートル。主な工種としてはコンクリート擁壁工を山側と谷川に設けております。また、谷川にガードレールの設置と、アスファルト舗装工を行います。その 2、復旧延長 L=39.7 メートル、コンクリート主な工種としては、コンクリート擁壁工、山側に L=20 メートル、谷川に L=31.1 メートル、ガードレール設置工とアスファルト舗装工がございます。

工期としましては、議会の議決の翌日から、平成 29 年 3 月 24 日を予定しております。

1 枚めくっていただきますと、建設請負仮契約書を添付させていただいております。

もう 1 枚めくっていただきますと、平面図になります。こちらの見方としまして、手前側が、山の斜面の上側のほうになります。平面図と書いているほうが、谷底のほうになります。先ほど言った、その 1 というのが、図面のちょうど中央部分。それから、右側部分がその 2 の工区になります。山その 1 について。山、高いほうのほうに白抜きのダムの絵が入っております。これが既設の治山ダムでございます。このダムと林道の間に赤い線が水平に入っておりますが、これが新たに設けるコンクリート擁壁になります。ダム既設のダムと林道の間、新たな、泥だまりを設けるといふ形になります。それから、谷底のほうへむかって林道の肩ですが、こちらのほうもコンクリート擁壁で復旧するというような計画になっております。その 2 につきましても、白塗りのダムと林道の上側のコンクリート擁壁のところ

新たな泥だまりを造り、道路下のほうに新たなコンクリート擁壁を設けるという工事になっております。次のページをお願いします。

こちらが、標準横断図になります。下側がその1、上側の断面がその2となります。

波線で描いてあったりするところが、既設の治山ダムでございます。

治山ダムと林道の赤塗りの箇所との間、巨石敷均し工ということで、新たにここへ泥だまりを設けるというかたちでございます。山の斜面にも、巨石張り工と壁を作るというかたちになっております。谷川、下流側になりますが、ここにも道路用のコンクリート擁壁工を設けるという工種になっております。

以上説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明がおわりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 4番、加藤。1点お聞きします。

災害復旧ですので、補助率はどのくらいになっておられますか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 65パーセントでございます。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。4番、加藤勇君。

4番（加藤 勇君） もう1点、お聞きします。

工期が来年3月までということで、長い期間になるわけですが、その間擁壁を造るということで道路が使えなくなる状況になるかと思えます。

そうしますと祢宜畑倉見線の頂上にあります建設残土の処理場まで、車両の交通ができなくなる状況が生じると思えます。

そうなりますと新しく舗装が完了しました、改良しましたって言いましょうか、堀坂線を使うことになろうかと思えますが、従前でも祢宜畑倉見線でありましたように、あの重量トンのいわゆるダンプトラックが走ることによって、路面を相当傷めたわけですのでその堀坂線を使うことに際しましてですね、重量制限をして、その林道を使うことの方が有利ではないかというように思うわけですが、その点はいかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 祢宜畑倉見線の通行止めにつきましては、この大沢里の区間が通行止めになります。堀坂線の合流部から宇久須への祢宜畑倉見については、開放されます。それから、堀坂線を利用する車両の重量制限をしてはどうかということですが、工事現場から土捨て場間については、ダンプトラック等荷物を積みますけれども、堀坂線を走る場合には、他の建設工事等の残土の搬入が考えられるわけですが、それほど大きな車が入ってくるかなあということもありますので状況を見ながら検討させていただきたいと思います。

議長（堤 和夫君） 加藤 勇君。

4番（加藤 勇君） いずれにしましても幅員の関係で以前聞いたかと思いますが、堀坂線もいわゆる10トンダンプでいいでしょうか、それが通れる道路だというように私は理解していたものですから、そういうことであれば、これからどんな工事が後出て、その道を使ってダンプが運搬するかわかりませんが、先ほど課長言いましたように、ぜひ検討していただいて重量制限することのほうが、あとあと堀坂線の舗装を直すというような状況が出たにしても、少ないだろうという気がしておりますので、ぜひそういう方向で検討していただきたいと思います。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

3番、高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 今の加藤さんの質問に関連するのですが、あの宇久須側から登ってくということですが、多分1ヶ月ぐらい前ここ通行止めになっていますよね。どういう理由で通行止めになったか解りませんが、通行止め。

祢宜ノ畑側からと同様に、宇久須側も相当、地盤が傷んでいると。

こういう状況が今どうなっているか、通行止めで私入れなかったのですけれどそのへんちょっと判ればお聞かせください。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 祢宜畑倉見線につきましては、昨年度から舗装改修工事を行っておりまして、昨年度、大沢里側の舗装改修を行いました、本年度宇久須側の舗装改良を行いました。工事は終わりました、まもなく、通行止め解除になる予定でございますので、利用できるようになると思います。今までは、舗装改良の工事で通行止めになっておりました。

議長（堤 和夫君） 他にいいですか。

他にございませんか。

はい、1番、山本智之君。

1番（山本智之君） 2点ほど。

これは県の土木事務所との設計ということなのではないでしょうか。それと、この泥を一度ここで、貯めるということなのですが、解ったらで結構なのですが、1と2でどれぐらい、リュベ数の泥をここで受け止めることができるのかその2点だけお願いします。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） こちらの、指導部署につきましては、土木事務所ではなくて、農林事務所になります。それから、泥だまりですが、概算では、その1のほうが、約1,000リュベ。その2のほうが1,500リュベと概算ではじております。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1番（山本智之君） もう一度確認ですが、ではこれはある程度溜まったら、それは町費で浚渫するということによろしいわけですね。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） そのとおりでございます。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

[発言する人なし]

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第40号 平成28年度 林道祢宜畑倉見線災害復旧工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

議案第 41 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第 3、議案第 41 号 西伊豆町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 藤井武彦君登壇]

町長（藤井武彦君） 議案第 41 号 西伊豆町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について。

西伊豆町人事行政の運営等の状況の、公表に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 12 月 6 日提出

西伊豆町長 藤井武彦

詳細につきましては担当課長が説明します。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 議案第 41 号について、説明させていただきます。

今回の条例制定につきましては、地方公務員法の規定に基づき条例を制定するものでございます。

2 枚目の本文をお願いいたします。第 1 条の主旨を記載しております。第 2 条では、公表時期として前年度の状況を、12 月末までに公表するというように規定しております。第 3 条では、公表しなければならない事項を（ 1 ）から（ 11 ）まで明記してございます。この中には、もう既にうちが、予算書なり広報にしいずなりを使って、やっている部分もありますけれども、3（ 1 ）と（ 3 ）については既にやっております。（ 2 ）と（ 4 ）から（ 10 ）までの間、今後新たにやるというような内容のものでございます。第 4 条では、公表の方法を町の広報誌、公衆の閲覧、いわゆるこれ掲示板に貼るということですが、あとはインターネッ

ト利用による閲覧のいずれかと規定しております。第5条といたしまして、この条例に定めるものの必要な事項は町長が定めるとしてあります。一番下の附則といたしまして、この条例は、交付の日から施行するっていうことでございます。

以上で説明とさせていただきます。

よろしくお願いいいたします。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、山本智之。

1番（山本智之君） 2点ほどお聞かせください。

第3条のですね、(2)の職員の人事評価の状況と(7)の職員のサービスの状況ですが、これは、基準になるようなものが示された上で、町のほうで評価して、掲示することですか、提示することですか。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 人事評価の部分につきましては、「西伊豆町の職員人事評価に関する要綱」というのがございまして、これは28年から、今年からやっております。

ですから今回の部分につきましては、27年度部分のを中身的には出すわけですが、28年から、その要綱に基づき行いますという程度の公表ということになります。

あと7番の職員のサービスでございますけれども、われわれ地方公務員には、いろいろ職員のサービスということが地方公務員法で規定されています、命令に従う義務だとか、信用失墜行為の禁止だとか、守秘義務だとかいろいろな義務がございます。

今、多くのところの県内、県庁だとかそういうところを参考に見てみますと、ここに、今みたいな命令義務だとか、政治的行為の制限だとかって地方公務員法に、禁止されている行為、これについて違反者があったかどうかということ公表ということを考えております。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

7番、西島繁樹君。

7番（西島繁樹君） 第4条ですけど、公表の方法です。

公表の方法です。いずれかの方法になっていきますけれども、これは、どれにする予定ですか、現実には、それで、2の場合、(2)の場合、具体的にどういう閲覧方法とるとか教えてください。

さい。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） いずれか、ま、かなり量が、多くなるものですから基本的には、インターネットのホームページを利用して全部はやりたいと思っています。既に今、1番と3番でやっていますっていうのは、広報誌にも、給料の状況だとか、そういうのが広報にしないでも載らせてございますし、要はインターネットでもそれは公表しております。ちなみに予算書関係の部分では、掲示板にもやっておりますので、今既にやっている部分についてはこの3つ全てのもので行っているのですが、今後はちょっと量が多くなるものですから、主とすると3番かなあと。中でも選抜できるものについては、町の広報誌等も考えております。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

3番、高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） これは一般企業では、もうバブル以降、常識的な人事評価ということなのですけれども、国家公務員も、確か平成19年に法改正があって21年ごろからやっていると。ただ非常にこの人事評価制度ってのは難しくてですね、今どういう内容のも、評価にするかということがものすごく問題だと思うのですけれども、どの程度のものかを考えていますか。いろいろな勉強会なりあると思うのですけれどもそのへんちょっとお聞かせください。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） おっしゃるとおり、中身の実際やる部分については相当難しいです。法律的には28年度から始めなさいということは決まっておりますので、うちも28年度からやってこれは試行で、試行でもまあ県の指導でいいよということですので、今実際うちがやっているのは西伊豆にどういう形が一番合うのかということと、3年間は試行でやってみましょうと、ただ、国の指導によるものにつままして要はそこで人事評価を行って、良い者、普通の者、いわゆる悪い者。良い者については、昇給、昇格分を考えなさいよ。悪いところについては、その反対も考えなきゃいけないと。

ただそれが、少ない人数のうち合うかどうかっていうのは、この試行の中で、当然考えていかなければならないというようには思っております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 今、3年で言っていましたけどもね、これから言えば、今そういう内容

を検討中だということですがけれども、これを 29 年度からやはり、基本的には始めて、これでいきますとね、平成 30 年 12 月末、12 月にはですね、やはりこれ、さきほどの話ですと、インターネットが主になると思いますけれども、そこで発表できるように、やはりスピードアップしてね、検討してほしいと思うのですけれども。そのへんどうですか。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 先行してやっております県だとか、静岡市だとかって多くのところを見ましても、もう試行じゃなく本番でやっているわけですから、その中でも当然、個人名を出してやるわけにもいきませんし、要はそれに今みたいな、要綱に基づいてやっております程度しか今のところは載っておりません。

ですからうちもその、最終的にどういうようにやるかということにいつきましては、県のほうとも相談もするとかしながら考えていきたいと言うように思っております。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

はい、8 番、星野浄晋君。

8 番（星野浄晋君） はい、第 2 条の公表の時期なのですけれども、毎年 12 月末までにといいことで、これとありますと、今月末までにということになろうかと思えますけれども、公表できる準備の整っているものは、この 1 から 11 は多分あまりなと思えますけれど、15 までの間に。全部できるのか、それとも先ほど、2 に関しては一応そういうことをやっています程度だろうということでしたけれども、そのへんはどのようになっていますか。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） おっしゃるとおりこれがとおれば、うちも 12 月末までにやらなきゃなんないですので、27 年度分のここに書いてある数字については一応案としては、総務課のほうでは、持っております。ただ、これがとおった後に当然、町長なりの決裁を受けて公表するというので、段取りはすすんでいくと思われま。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

[発言する人なし]

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第 41 号 西伊豆町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第 4、議案第 42 号 西伊豆町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 藤井武彦君登壇]

町長（藤井武彦君） 議案第 42 号 西伊豆町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について。

西伊豆町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 12 月 6 日提出

西伊豆町長 藤井武彦

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） それでは、説明のほうさせていただきます。

1 ページをおめくりください。西伊豆町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の説明になります。

第 1 条第 1 項 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定に基づき西伊豆町農業委員会の委員（以下「農業委員という」という）及び農地利用最適化推進員（以下「推進委員」という）の定数を定めるものとする。

農業委員の定数、第 2 条、農業委員の定数は、10 人とする。

推進委員の定数、第 3 条、推進委員の定数は、3 人とする。

附則（施行期日）1 項、この条例は、平成 29 年 5 月 16 日から施行する。

（西伊豆町農業委員会の選挙に選挙による委員の定数条例の廃止）

2 項、西伊豆町農業委員会の選挙による委員の定数条例（平成 17 年西伊豆町条例第 116 号）は、廃止する。

（西伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 項 西伊豆町特別職の委員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年西伊豆町条例第 36 号）の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。

資料の 5 ページをお願いいたします。報酬のを別表になりますが、上から 5 番目に農業委員会と委員がございます。空白を設けらしていただいて、国保運営協議会委員へ続いているのが、現行でございます。6 ページをお願いいたします。先ほどの 5 行め、農業委員会委員の次に、農地利用最適化推進委員、金額を 1 日につき 5,700 円としております。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

11 番、増山勇君。

11 番（増山 勇君） お尋ねしますけどもなぜ、こういうように変えなきゃならないその最大理由はなんなのか、1 つ聞きたいのと、それで選挙を廃止するわけですから、どなたがこの農業委員に、選出するのか。

3 つ目は農地利用最適化推進委員という方の仕事内容ってのはどうしているのか、考えているのでしょ。

その 3 点を教えてください。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 改正理由ですが、これは、農業委員等に関する法律の改正ということで、昨年度に、国の方で新たな法律で改正を行いました。それから、どなたが選出するのかということですが、西伊豆町長が農業委員の公募を行います。公募です。自薦、他薦を選びません。それから、推進委員の仕事ということですが、農地の適正管理ということで荒廃農地の防止、また農地の貸し借りについて県の農業会議のほうとの情報交換とかということの仕事がメインな仕事になります。以上です。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） あの1点目なのですが、確かに国の法律が変わったからこうだというのは理解しますが、なぜこういうように変えたのかという聞きたいのですよ。今の農業委員がなんか不都合あったのですか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） これは国のほうの法律改正ですので、何が合ったというように私の方からの回答としては出来ませんのでご容赦ください。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） それではまるっきりですね、国が決めたからやるという、そういう制度だと思えるのですけれどね、今までやっていた農業委員が何か不都合があったのかって聞いています。そして農業委員の資格っていうのも今度なくなるでしょ。その農業委員になる方。自薦、他薦で、公募できるということになると、今までは農業委員っていう方は、農地を持っているとか、農業に年間何日従事しているとかいろいろ決まりがあったわけですよ。

唯一、そういうことじゃない農業委員は議会で選出した委員さんだけであって、他の委員さんはみんな農業になんらかのか、なんらかの形で関係している人があったわけですよ。そういう方ってのは、今後これからこれを決めるとですね、全く関係ない形での農業委員の10人、そして3人を選出するかことになりますか。それだけ、ちょっとお聞きします。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 以前のような農業者の資格要件というものは確かに外されました。ただ、選出に当たっては、極力、農業経営士とかそういった農業に関連する方等の就任をとというような書き方になっております。

公募もしくは自薦で、上がってきたものについて、この人は農業に関心がある方、農業の

知識がある方というようなことを考えてということになります。

資格要件としては先ほど言われたよに今までの要件は全て外されました。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

8 番、星野浄晋君。

8 番（星野浄晋君） 私もこの質問をすると国が決めたことなのと言われかねないのですが、私も、私が4年か5年ぐらい前、議選で農業委員に行ったときにただもうこの問題は、出ていまして、法律にはなっていない状態で農業委員ではそういう話は出ていたわけですが、その当時ですね、結局自薦他薦とは言えども公募できた人を最終的には町長が選ぶわけですから、首長の権限が大きくなるのではないかということと、逆にその農地の転売とかそういったことに関して農業が守れるのか。いや、あくまでも、農業者が農業委員であれば、その農地の地目をですね、変更する3条であったり4条であったりとはいうことに、農業者が関りますから、農業者のなるべく優位になるような、実際はそうではないのかもしれませんが、そういう形で、物事が動くような、今までの農業委員会ではあったと思いますけれども、いろんな方が入れるということになると農業というよりはその土地をどうやって動かすかという、また活用するかっていう方向が色濃くなっていくのではないのかあというような心配はしておるわけですが、そのへんは実際これが施行されて、農業者以外の方がたくさんもし入るような状況になった場合っていうのの心配ごとしていうのはないのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） これはまだ実際にどういう方が応募ないし、来るかわかりませんが、私の考えとしたり農業委員の方はできれば農業従事者ですか。農業経験者にしていきなと、また農地利用推進委員ですか、この方については、もっとゆるやかでいいじゃないかなというような感じを持っとりますもので、それは、実際にその応募してきた方、また自薦他薦ですか、そういう方がたの中でやはり農業従事者がどのぐらい関心を持って委員になっていただけるのかそのへんを含めて考えていきたいなというように思っております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8 番（星野浄晋君） あのうちの町ですと、そもそもの農業者というのがやはり少ないわけですから、公募した時点で農業者が4人で一般の方がきた場合はもうそこから選ばざるをえないという状況になる可能性もでてくるわけですね。

実際本当に農業やっている人って少ないですよ。兼業の方も含めて1人で農地でね、こうガシガシ、私は農業者だっていう人はやっぱり少ないわけですから、そうなった場合、現状で言えば、今の農業委員さんは何かしら農業に関しておられる方で、話を聞きます 29年5月16日の時点では、なるべくであれば、今の農業委員の皆さんに、こうスライドしていただきたいなあという意向はあるようですけれども、これが改選というか、任期がどうでこうでということが変わる可能性ていうのはあるわけですよ。

その時に、本当に今と同じ状況が作れるのかっていうとちょっと難しいのかな、こういう土地柄ではという心配もするので、敢えて質問しておるわけですがけれども町長の言うことは、わかります。

わかりますけれども、今後のことを考えたときに、本当にこれで農業が守れるのかという心配というのは、国が決めたことだからって言われればそれでおしまいかもしれませんが、町の中ではそういったことに対する問い合わせ国県に、問い合わせをしたりとかということは、今までされてきたのか、そのへんはいかがですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） なんです、公募もありますし、町長の推薦、これも可能でありますもので、今星野議員が、言われたような心配も町長が、当時の時の町長が、農業従事者ですか、関係者を推薦してやっていただくという方法もあるかと思しますので、先ほど私が言ったように農業委員の方には、そういう方になっていただきたいと、これは私が町長やっている間は、そういう格好で、農業関係者、農業委員はね。そういう格好でやっていきたい。また推進委員のほうは、そのへんをちょっと緩めて、一般の方を入れてもいいじゃないかなとように思っております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） この推進委員はですね、町長が入れる入れない関係なく農業委員に、選ばれた10人が決めるので、町の意向は全く反映されないというように私たちはちょっと説明を受けておりますのでそのへんを確認します。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） ですから私が、農業委員の方には、農業委員を10人だら10人、又3人、別に選ばれた10人は、農業か、関係者、それを10人の方にやってもらうと。

3人の方はもっと緩めて一般の方でもいいじゃないかな、ようなことで全体はそれでいい

ので、そういう方を選び方ができるものですから、町のほうで、ある程度指導権を握って農業委員の選任をしていきたいとように思っております。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

6番、山田厚司君。

6番（山田厚司君） 私も同じようにそういったことをですね、心配するわけなのですが、まあ、国から下りてきたてというようなこと、今町長の答弁されたことをですね、ふまえてですね、できれば内規的にガイドライン的なものをですね作るってことはできないものなんでしょうか。そのへんはどうでしょうか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 現在内規の策定の意向はございませんが、賀茂郡での話し合いの中でそういったものを整備も今後、検討しようかという話は出ております。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

11番、増山勇君。

11番（増山 勇君） この制度によってですね、農地そのものの転用についてはとはそういうのも全部変わっていくのでしょうか。どなたでも農地が購入できるというようになっていくのでしょうか。その点、お願いします。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 改正になりましたら農業委員に関する法律が改正になったのであって、農地法が改正になったわけではございません。今までのような、3条、4条、5条というような申請とか、利用目的変更というものは、従前のままと全く扱いは変わりません。以上です。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決いたします。

議案第 42 号 西伊豆町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

議案第 43 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第 5、議案第 43 号 東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置規約の制定について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 藤井武彦君登壇]

町長（藤井武彦君） 議案第 43 号 東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置規約の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 3 項の規定により、東伊豆町、西伊豆町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町における指導主事の共同設置規約の規約を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 6 日提出

西伊豆町長 藤井武彦

詳細につきましては担当課長がご説明いたします。

よろしくご審議のほどお願いします。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） ただいま、上程されました、議案第 43 号についてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが 1 枚めくっていただきたいと思っております。

この規約は、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町が共同して教育委員会に指導主事を設置することを目的として定めるものでございます。

1条では、共同設置する町を定めておりまして、ただいま申し上げました5町でございます。

2条では、共同設置する指導主事の名称を賀茂地区指導主事と定めております。

3条では、共同して事務を執務する場所を下田総合庁舎としまして、庶務を行う幹事町は南伊豆町としております。

4条では指導主事の選定について関係する町の教育委員会が協議して、選考した候補者を、幹事町である南伊豆町の教育委員会にはかり、選任をすることとしまして、共同で設置する定数は3人と定めております。

5条の負担金についてですが、関係する町の首長が協議し決定することとしております。

6条から次のページの9条までにつきましては、指導主任に関する予算及び決算報告、身分の取り扱い給与等の適用について定めてございます。

附則といたしまして、この規約は平成29年4月1日から施行する、というものであります。またこの規約は、賀茂地区5町が同じ内容で各議会に上程されるものでございます。

以上簡単ですが説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、西島繁樹君。

7番（西島繁樹君） これ指導主事全部で3人ってことですけども、3条で要するに執務場所が下田で、幹事町が南伊豆町になりますと、事実上指導主事は下田と南は1人ずつで、それ以外の町からもう1人というようなことになるのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 指導主事3人の配置につきましては、河津と東伊豆町で1名、南伊豆町で1名、松崎町と西伊豆町で1名という配置になります。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

6番、山田厚司君。

6番（山田厚司君） 第9条でですね、指導主事の給与等の支給については幹事町の給与に、

給与に関するうんぬんであるのですけれども、例えばですね、この関係各市町ですね、給与の若干の差があると思うのですけれども、そのへんの調整はどういうようにとるわけなんでしょうか。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 給与につきましては、幹事町の給与条例を適用するということになります。

幹事町が変わるとなると、幹事町の給与条例を適用しますので、若干の差が生じる可能性はございます。

ただ、あのできるだけ差が生じないようなことでのですね、技術的な方法は今検討しているところでございます。1つの方法としては、給与条例の中に県の給与条例を適用するという文言入れるとかですね、そのへんの技術的なものは検討しているところでございます。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

1番、山本智之君。

1番（山本智之君） 1点だけ、お聞かせください。

先ほどあの松崎町、西伊豆町で1名の指導主事ということなのですが、この方の任期とか異動というのは考えられるのですか。それともずっと、定年までとか、までやられるのか。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 配置につきましては、1年間は、確実に当町のほうには来ていただきますけれどもその後は異動がございます。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1番（山本智之君） そうしますと、教育全般のことについては指導主事さんですので、指導はしていけるのだろうと思うのですが、地域性を考えますとね、やはり、西伊豆町、松崎町に何年か腰をすえてやっていただくというのがベストかと思うのですけれども、そのへんはどうなりますか、わかりませんか。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 議員おっしゃるとおり、なるべくですね、地域長くいていただきたいのはありますけれども、県の人事等もありますので、一概にその何年ということは今申し上げられません。以上です。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

2番、芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 3条ですかねこの指導主事

議長（堤 和夫君） 芹澤議員マイクを使ってください。

2番（芹澤 孝君） はい。3条のですね、指導主事の出務場所は、静岡県下田市庁舎内ってことですが、他のこれについてね、指導主事の担任する事務に関する庶務は幹事町が行うってことになっているのですよね。幹事町が、庶務はねってことはこの、これに対する事務、事務員ってうか、また増員ってうか雇入れってうかするわけですか。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 県の方ですね、南伊豆町に1名配置をしてございます。配置する予定になっております。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

8番、星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） はい、一応これうたっているだけなのかもしれませんが、一応幹事町南伊豆町ということで、幹事町の任期が2年として再任を妨げない。再任妨げないわけですから2年でも20年でもいいのだろうというようには思いますけれども、問題は特別会計を組むということですから、仮に西伊豆町に来た場合は、西伊豆町で、特別会計を設けなければいけないということになると思いますけれども、これはこの2年というのはあくまでも、あのうたってあって、まほば、ずっと南伊豆町がやってくれるという感覚でよろしいのか、それとも、もう2年になれば、次は松崎、その次は西伊豆というようにまわってくるのか、そのへんはいかがですか。

議長（堤 和夫君） 教育長。

教育長（宮崎文秀君） なぜ南伊豆町が幹事町かということですが、3人の配置ということで、場所柄ですね、西伊豆、松崎が西伊豆地区で1人と。南伊豆はちょっと離れている。河津、東ってことで地区バランスを考えた上で南伊豆にしておりますので、基本的には南伊豆町が幹事町になるというのが原則になるかと思います。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

4番、加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 第4条の関係でお聞きいたします。

指導主事は関係町の教育委員会が協議して定める候補者についてというような表現があるわけですが、やはり先生方につきましても、西伊豆地区においては例えば西伊豆地区の出身者の先生。南伊豆地区については下田なり南伊豆地区の先生。河津、東についてはそちらの先生の中から選べるのが、それぞれの学校を指導するにしても、いわば、地域を知っているっていいでしょうか、そういう、優位な条件がでてこようかと思いますが、そういう配慮はされませんか。

議長（堤 和夫君） 教育長。

教育長（宮崎文秀君） 賀茂地区の教職員の人事につきましては、1市5町を1つの単位として行っております。通常の人事も、1市5町の中でまわしますので、それぞれの教員が、それぞれ1市5町の全体を把握しているというのが1番ベストな状態になりますので、考え方によっては、地元に行くのが1番有利ではあるのですが、基本的には、賀茂郡1市5町を1つの人事エリアとして考えておりますので、それらで全体で、賀茂地区の教員の資質向上を図るとというのが目的となります。

議長（堤 和夫君） よろしいですか。

[「なし」という人あり]

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

[「なし」という人あり]

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」という人あり]

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第43号 東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置規約の制定について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって議案第 43 号は原案のとおり可決されました。

議案第 44 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第 6、議案第 44 号 西伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 藤井武彦君登壇]

町長（藤井武彦君） 議案第 44 号 西伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について

西伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年西伊豆町条例第 31 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 28 年 12 月 6 日 提出

西伊豆町長 藤井武彦

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 議案第 44 号について説明させていただきます。

条例集お持ちの方がおりましたら、1 巻の 9,854 ページでございます。今回の改正につきましては、2016 年今年の人事院勧告に基づく改正でございます。今回の勧告の中身としまして、ここの部分では介護休暇の分割取得。それと、介護時間の新設というのが、勧告されております。分割取得につきましては、現行 1 回だったものが、3 回まで分割して取れるということでございます。なお、合計は 6 月以下というのは変わりません。ただ、1 回が 3 回まででなったということでございます。また、介護時間の新設につきましては、日常的な介護ニーズに応えるため、職員が介護のために勤務しないことが相当であると認められる場合。連続する 3 年以下で、かつ 1 日につき 2 時間以内で休暇を取得することが出来るものでございます。なお、介護休暇を承認された場合には勤務しなかった時間については無給となります。

承認でございますので、公務の運営に支障がある場合、時間帯については承認しないということも可能ということでございます。

それでは、新旧対照表の1ページをお願いいたします。第2条第3項では、対象職員を今までいわゆる役場の職員っていうところ、正規の職員だったのを、今回で、再任用の職員も対象としますよということがこの2条第3項の規定でございます。

第6条におきましては、今の勤務時間に合わせて8時間から7時間45分に変更ということとです。

第11条の休暇の種類に、つきまして次の2ページをお願いいたします。

新たに介護時間を、加えました。

第15条の介護休暇では、配偶者の前に、要介護者という文言を加えまして、要は今まで、妻とか全部子どもとかそういう部分のやつを要介護者という言葉で代表するっていいですか、一括りにするというふうな言葉にいたしました。

また今回、まだ今まで1回だけの取得だったのを、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で取得できる旨を加えております。

第15条の2では、今度は介護時間を新たに追加してございます。

1項では3年の期間内で1日の勤務時間の一部につき認められる場合に、取得できる旨を。

2項につきましては、1日に取得できる時間は2時間を超えない範囲内で規定してございます。

また、3項では介護休暇につきましては、取った場合には1時間あたりの給与を減額することを規定してございます。

無給だよということでございます。

一番下の17条では、介護休暇だけだったものを、介護時間を加えて、文言を整備いたしました。改正本文の2ページをお願いいたします。

2ページは附則でございますが、この条例は平成29年1月1日から施行するということでございます。

以上で説明とさせていただきます。

[発言する人あり]

議長（堤 和夫君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時37分

再開 午後 4時40分

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、山田厚司君。

6番（山田厚司君） これ2ページの第15条のところにですね、職員が要介護者というような記載があるわけなんですけれども、介護の状態の判断ですね、この状態の判断についてですね、申請に、例えば申請書による判断によるものなのか、それとも、確認、現状確認したりするものなのか。例えば、それが、介護度、いくつ、とか、そういったものの規定があるものなのか、そのへんのところは、もう決まっているわけなのでしょうか。そのへんあったらどうぞ教えていただきたいのですけれども。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） そのところにつきましては、今国なり県にも聞いておりますが、詳しいところの部分には、触れておりません。ただ、ここで要綱の中には、1つの継続する状態毎にということで例えば介護2だから駄目だよとか介護4だからOKだよとかというところの部分というのは規定されていません。ですから、その介護の種類につきましても、千差万別ということでしょうから、それはもう、当然、現状確認であるいはその介護度、ケアマネ等の状況、家庭状況などを踏まえた中で申請をしてもらって町長がそれを認めるということになるんじゃないかというようには思っております。

議長（堤 和夫君） 他にありませんか。

2番、芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 今のところなのですけど、1つの継続する状態毎3回を超えずってことになってのだけど、これは1年間ですってこととするとねこれ、1つの継続する状態が、1年のうちに、3回あったら、では9回とれるってことになるのですか。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 1つの継続する状態の毎に3回まで、かつ6月以内。

ですから、3回まで1つの継続する状態の中では3回までですよってことです。

議長（堤 和夫君） 2番、芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） いやだから今この継続する状態毎ってなっているでしょ。

毎だから1つの継続する状態で3回、また別の今度それが終わったら1つまた別の状態を継続すれば、3回ってことじゃない。そうすると1年間で9回取れるってこと。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 1年間で9回っていうより今おっしゃるように1つの継続する状態ですんで、例えば、寝たきりの状態がずっとだったらそれは、もうずっと1つの同じいい継続する状態です。たとえば、今は、家の中だけは歩けるよとか、トイレには行けるよってというのが、寝たきりになったという場合には、違うステップに移っておりますので、それはまた新たな継続する状態ということで捉えるというように考えております。

[発言する人あり]

議長（堤 和夫君） いいですか。よろしいですか。他にございませんか。

[「なし」と言う人あり]

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」という人あり]

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」という人あり]

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第44号 西伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について、原案のとおり決定することに賛成のしよく、諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって議案第44号は原案のとおり可決されました。

散会宣告

議長（堤 和夫君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

散会 午後 4時44分